

# 社会教育の推進と施策の動向について



文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
課長 黄地 吉隆



## 目次

1. 社会教育の在り方について	..... P 2
2. 公民館等社会教育施設について	
(1) デジタル化について	..... P 6
(2) PFI (コンセッション等) 促進について	..... P19
(3) 長寿命化計画について	..... P30
3. 社会教育士について	..... P33
4. 地域と学校の連携・協働の推進について	..... P42



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 社会教育の在り方について

2

## 社会教育の在り方

### 新しい資本主義に向けた重点投資分野（経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定））

①人への投資

②科学技術・イノベーションへの投資

③スタートアップへの投資

④GX及びDXへの投資



#### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

##### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

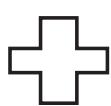
###### （1）人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考え方の下、働く人への分配を強化する賃上げを推進とともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。

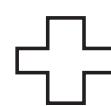
### 「人への投資」～社会教育が果たしていくべき役割～

- 国家の課題である、気候変動、少子高齢化、格差、経済安全保障への対応に加え、地域レベルでも自治機能の維持に係る問題が様々な分野（福祉、農地保全、地域防災など）で顕在化している中で、高齢者、障害者、貧困や孤独・孤立等の困難な立場に置かれている者等への支援（社会的包摂）の機能を行政（公助）で担うのみならず、自助や共助の視点もより一層重要となっている。

公助



自助



共助

行政による支援

全世代における知識・能力の向上

人と人をつなぐ地域コミュニティを活性化

3

# 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】（案）

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

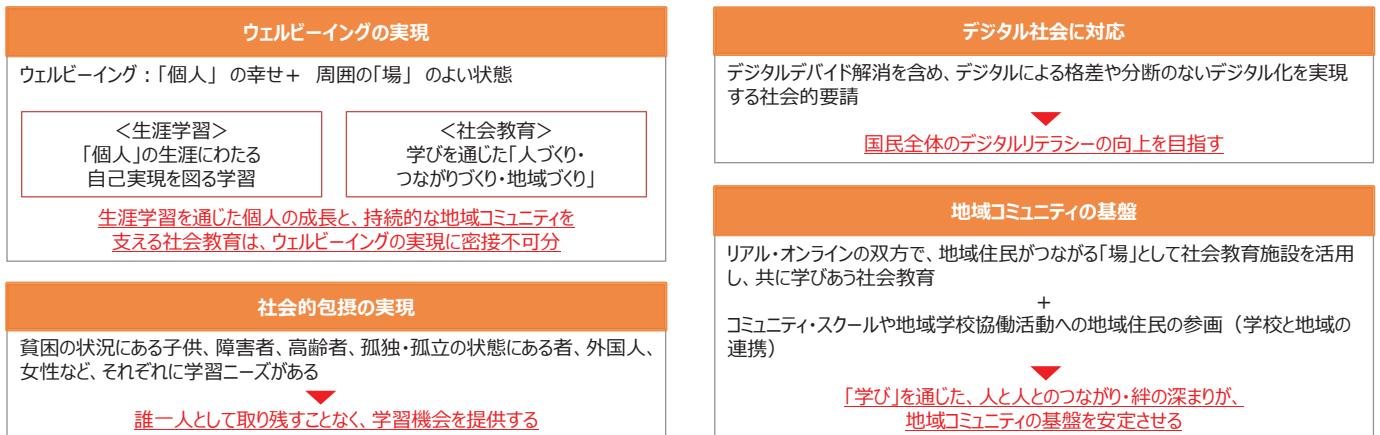
## 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人ととの「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化  
⇒ **社会的包摶**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、**デジタル社会の進展**への対応の必要性が増大  
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に  
特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

## 2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**：職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためにもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**：学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に



4

## 3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

- |   |  |
|---|--|
| 公民館等の社会教育施設の機能強化  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摶の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）</li><li>・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進 ⇒ <b>地域コミュニティの基盤</b></li><li>・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）</li><li>・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティエンシップの育成のための教育 ⇒ <b>国民全体のデジタルリテラシー向上</b></li><li>・ <b>他機関との連携</b>（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善</li></ul> |
| 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>社会教育主事</b>の配置を促進 ⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進</li><li>・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大</li><li>・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、<b>社会教育士に係る制度の在り方を検討</b>（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）</li><li>・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）</li></ul>  |
| 地域と学校の連携・協働の推進  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>コミュニティ・スクール</b>について、十分な理解の下で全国的に導入を加速</li><li>・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進</li><li>・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進</li><li>・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携</li></ul>  |
| リカレント教育の推進  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実</li><li>・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進</li></ul>  |
| 多様な障害に対応した生涯学習の推進   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の<b>生涯学習・社会教育推進施策</b>として明確に位置付ける</li><li>・ 障害者の生涯学習推進を担う<b>人材育成・確保</b>や、<b>共生社会</b>についての理解を促進</li></ul>   |
| <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摶の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化</li><li>・ 国及び地方公共団体は、国民全体の<b>デジタルリテラシー</b>の向上に向けた取組をこれまで以上に推進</li><li>・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摶の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）</li></ul> <p>〕</p> |  |

5

## 2. 公民館等社会教育施設について

### (1) デジタル化

6

#### 社会の多様な分野におけるデジタル化の進展

##### 生活

- スマートフォンが急速に普及し、モバイル端末によるインターネット利用が拡大。
- ショッピング、決済、動画配信等生活・エンターテインメント関係での利用が拡大。



##### 教育

- GIGAスクール構想、1人1台端末・高速ネットワークが整備され、教育・学習におけるICT活用が推進。
- 新型コロナウイルスの影響でオンライン学習の需要が増え、その後も活用が進んでいる。



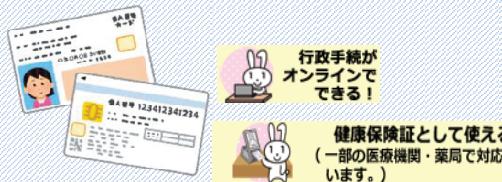
##### 働き方

- リモートワーク オンライン化が加速
- 企業等におけるテレワークは、新型コロナ感染症の拡大に伴い、急速に導入が進んでいる。
  - テレワークの利用拡大により Web会議システムの需要が急増。



##### 行政

- マイナポータルを通じて、子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、ワクチン接種記録システム・デジタル証明書など、公的分野におけるデジタル活用が進んでいる。



7

# ○ デジタル田園都市国家構想について

出典：デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>)  
デジタル社会の実現に向けた重点計画(2022年6月7日閣議決定)概要資料より抜粋

## — デジタル田園都市国家構想の実現

### 取組の基本的考え方

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

- ・地域における仕事づくり、地方への人の流れの強化、地域発のイノベーションの創出をデジタルの力を活用し、更に加速する。
- ・その際には、生活者目線を大切に、地域の暮らしの持続可能性の強化、及び地域の人々のWell-beingの向上の実現といった共通のゴールに向け価値観の共有を進め、共助の取組を引き出す。  
(Well-beingに係る指標の整備、活用の推進)
- ・国は、産官学金労言が力を合わせ、地方から全国へのボトムアップ型の成長という新たな国家モデルを提示し、アジャイルと中長期的な視座のバランスをとったEBPMの推進を前提に、地域の取組を支援。



### 特に重点的に取り組む事項

- ① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
  - ・スタートアップエコシステムの強化
  - ・企業版ふるさと納税によるサテライトオフィスの整備強化 など
- ② デジタル基盤の整備
  - ・「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実現
  - ・マイナンバーカードの市民カード化、オンライン市役所サービスの充実、民間ビジネスでの利用拡大

- ③ デジタル人材の育成・確保
  - ・デジタル推進人材として、R8年度までに230万人を確保
- ④ 誰一人取り残されないための取組
  - ・デジタル推進委員をR4年度から2万人以上でスタート

### 構想実現に向けた今後の進め方

- ・R4年内には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂しデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定。
- ・様々な主体の意欲向上、国民全体の関心獲得のため「Digi田甲子園」を開催し、地域の取組を広く募集。

8

## 公民館等社会教育施設のデジタル活用に関する直近の方針・計画

### 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）

#### 第4章 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SCSSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

### デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

#### 第2章 1. (1) ④ 魅力的な地域をつくる【地域コミュニティ機能の維持・強化】

公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

#### 第3章 1. (6) ① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

##### (d) 社会教育を基盤とした地域活性化

・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】1.(6)③(C)、  
・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとりづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】1.(6)③(C)、4.(2)(b)

### デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）

#### 第2 4. 「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

⑨ デジタル時代のこどもについても、経済的事情のあるこどもへの通信機器等の貸出などの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図る

#### 第4 1. ④ 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

また、経済的格差等によってこども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校におけるICT環境の整備とそれを活用するためのICT支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

#### 第6 2. (2) ウ デジタル社会を見据えた教育

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摶に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

9

# 公民館等社会教育施設のWi-Fi整備状況



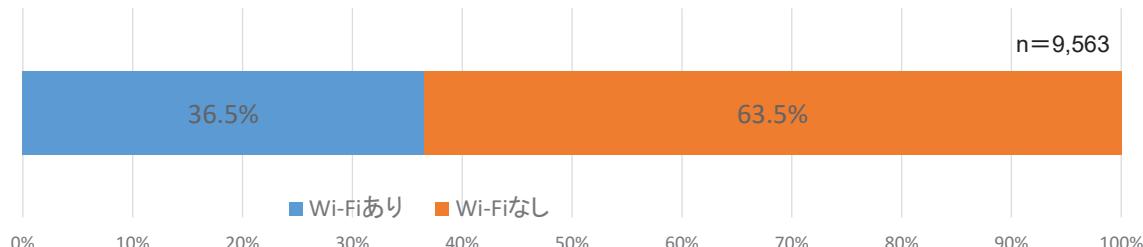
## 社会教育施設の課題

(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

- ・パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- ・新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げる可能性がある。

## 来館者の利用できるWi-Fiの有無（公民館）

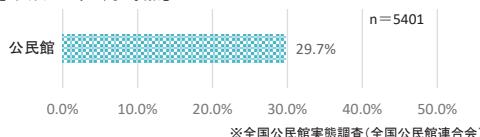
公民館におけるデジタル活用状況等に係るアンケート調査結果	・期 間： 令和4年6月14日～7月12日（基準日：令和4年4月1日）
	・対 象 者： 全市区町村
	・回 答 数： 1,264自治体（公民館数：9,563館）※回答率72.7%



・来館者が利用できるWi-Fiがある公民館は、回答した市町村全体の36.5%の公民館に留まっている。3年前に全国公民館連合会が行った調査と比較すると6.8ポイント増加している。

## （参考）

### ■ 無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可) [平成31年1月時点]



※全国公民館実態調査(全国公民館連合会)

### ■ 図書館におけるWi-Fiの導入状況(令和3年6～8月現在)

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	60.6%	・有料のWi-Fiサービスを案内している	0.5%
・Wi-Fiサービスは特に案内していない	26.2%	・その他(記載)	13.4%

※「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2022」(電子出版制作・流通協議会)

10

## 公民館のデジタル活用がもたらす変容

### デジタル活用促進の効果と可能性

- 公民館等社会教育施設のデジタル活用が促進することにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタル・ディバайдの解消を始めとした社会的包摶に寄与とともに、学びを通じた地域づくりが推進される。
- スマートロック、フリーWi-Fi、WEB会議システム等のデジタル基盤を整備することにより、住民にとって最も身近な公共施設である公民館等がスマート化し、地域住民の利便性向上、デジタルリテラシーの向上が図られる。
- 公民館等の身近な公共建築にPFIとデジタルを掛け合わせることで、地域の魅力を高め、デジタルの利便性を感じ取れるコミュニティ拠点が全国各地に整備することが可能。
- GIGAスクール構想による児童生徒の1人1台端末環境において、公民館、図書館等社会教育施設のデジタル基盤を活用した学習支援が行われるとともに、家庭など身边にWi-Fi環境がない児童生徒の学びの場の確保につながる。



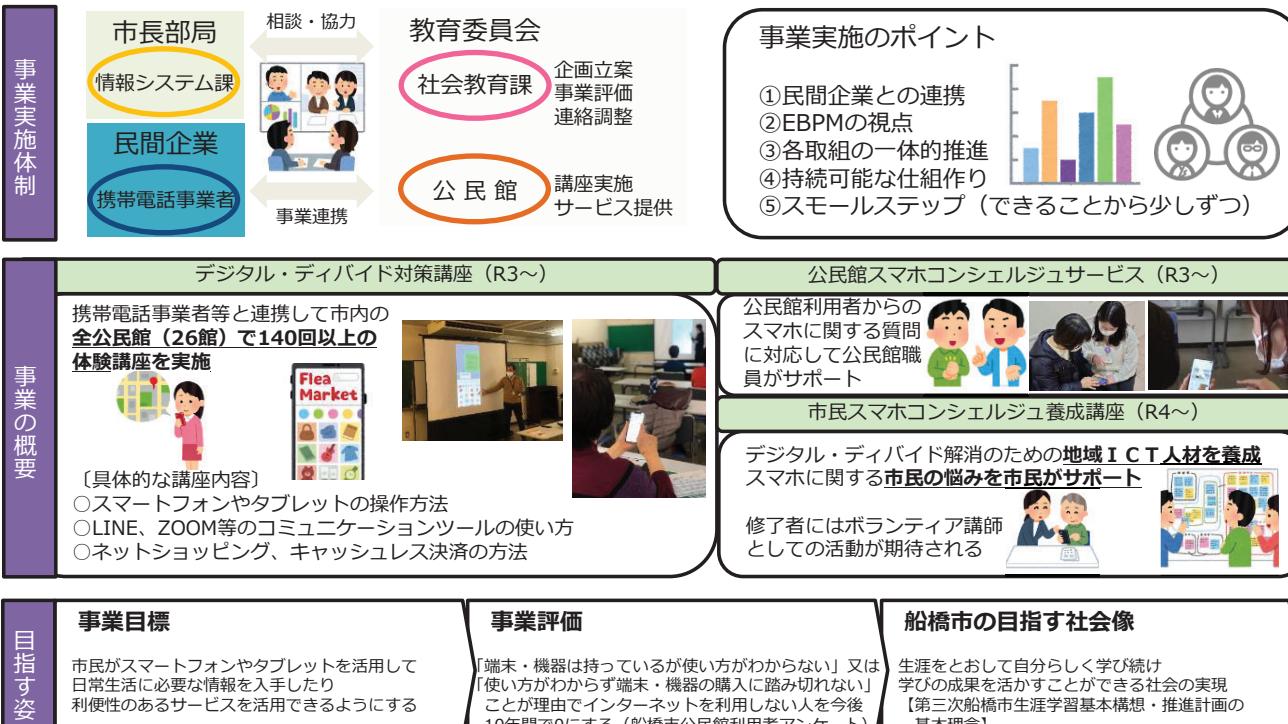
11

# 「デジタル・ディバイド解消」に向けた取組 (千葉県船橋市)



**現状・背景**

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い（公民館職員の実感として）
- スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い（利用者アンケート結果から）
- 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進
- ⇒個人の要望（住民の主体的な学習ニーズ）と社会的要請（地域で解決していくべき課題）に対応する取組が必要



事業目標	事業評価	船橋市の目指す社会像
市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり利便性のあるサービスを活用できるようにする	「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする（船橋市公民館利用者アンケート）	生涯をとおして自分らしく学び続け 学びの成果を活かすことができる社会の実現 【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の 基本理念】

12

令和3年度第74回優良公民館表彰【優秀館】

## 寿都町デジタル寺子屋「公民館ICT活用」(北海道寿都町総合文化センター)

### ～公民館のICT(Wi-Fi)を活用した子どもの放課後等学習支援～



#### 背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。

様々な場面でのICT機器の活用は、これからの中学生たちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのWi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。

Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。

#### 学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。

児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てる事ができた。児童が一人一台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う。



学童保育でのAIドリルの活用

#### 放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつなぎ、講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫しお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があつたら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。



放課後子供教室での講師の説明

13

## 公民館 Wi-Fi導入・公民館Wi-Fi活用講座（福岡市公民館）

## 公民館にWi-Fi整備

新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式の実践が求められる中、福岡市では地域のデジタル化の促進や災害に強いまちづくりの一環として、すべての公民館でWi-Fi環境整備を進めており、令和3年11月から公民館Wi-Fiの利用を開始した。

## 福岡市公民館Wi-Fi 活用講座

公民館Wi-Fi を市民により一層活用いただくために、各公民館で「福岡市公民館Wi-Fi 活用講座」を開催している。

【実施期間】令和3年12月～令和4年3月

【実施場所】 福岡市内公民館(勝馬・曲渕分館を除く)

【対象者】 スマートフォン、タブレットなどをお持ちでインターネットに不慣れな方

【定 員】 15名(1館につき)

【参加費】 無料

【講座内容】 Wi-Fiへの接続、インターネット(垣岡チャネル)での動画視聴

テレビ電話、行政手続きをスマートフォンから申請する操作体験など



福岡市別府公民館での様子(11月19日(金)10時~12時)

## ICT活用による多様な参加・交流の創出（高浜町立和田公民館）

・高浜町立和田公民館（福井県）

対面式とオンラインの両面で講座実施

閉館を余儀なくされた令和2年4月は、オンラインで講座を実施した。**現在、オンラインと対面式を並行でも実施。**

その講座は、「健康体操教室」「認知症予防体操教室」「ぽかぽか元気体操教室」など。今後も、感染状況や住民ニーズに応じて様々な講座を実施する予定。



普段参加できない人（福祉施設から）もオンラインで参加



オンライン体操教室の様子  
(福祉施設からも参加)



対面とオンラインの両面で実施した「健康体操教室」の様子



## 広島県 福山市「公共施設のスマート化」

市内の公民館等に、スマートロック、フリーWi-Fi、インターネットPCを追加配備し、住民にとって最も身近な公共施設である公民館等をスマート化し、地域住民の利便性向上、デジタルリテラシーの向上を目指す。

フリーWi-Fi等  
整備

- ・ 公民館等にフリーWi-Fiを整備し、利用者の利便性向上につなげる。また、フリーWi-Fiのパスワード一括管理が可能な管理ネットワークを構築し、より強固なセキュリティ環境を整える。
- ・ 全館に1台ずつインターネットパソコンを追加整備し、業務におけるデジタル技術の活用を促進する。

オンライン予約・  
スマートロック

- ・ オンラインでの貸室予約を可能とともに、利用者に1回限り・時間限定のパスワードを通知する「スマートロック」を導入することで公民館等の利用時に必要な、鍵の受け渡しを不要とする。

<オンライン予約・スマートロック利用イメージ>



※広島県福山市 実施計画書から抜粋（画像は株式会社構造計画研究所のサービス）

- ✓ 公民館等に従来の物理的な鍵方式に加え、パスワード方式のスマートロック機器を設置する。
- ✓ 利用者は、オンラインで貸室を予約するとともに、パスワードをメール等で事前に受け取り、公民館等に設置されたスマートロック機器にパスワードを入力し解錠。
- ✓ 鍵の受け渡しが不要となり、窓口での対応負荷が軽減される。
- ✓ 仕事をしており、鍵の受け渡しが困難な世代も、休暇等を取得して鍵を受け取る必要がなくなるため、時間的制約から解放され、様々な年代が、より気軽に公民館等を利用することが可能となる。

全国公民館インターネット活用コンクール金賞

## アクセス解析ツールを活用した新たな利用層の開拓（長崎市北公民館）

背景

課題は、“利用者の固定化”と“年齢層の偏り”

長崎市北公民館では、自主学習グループを中心に盛んに活動が行われている一方で、利用者の固定化、年齢層の偏り（高齢者が多い）があり、将来的に利用者が減少し活動も先細りになるのではという問題意識を抱えていた。

### ホームページのアクセス解析で訪問ユーザーを分析

訪問ユーザーの特徴は？



ホームページのアクセス解析サービス（無料）を活用したところ、サイトのメインユーザーは、25～44歳の女性であることが分かった。しかし、この子育て世代と思われる女性たちは、サイトにアクセスしているにもかかわらず、実際に公民館に足を運んでいなかった。



訪問ユーザーに情報を届けるには？

訪問ユーザーに向けて広報ツールの工夫

ホームページなどに加え、子どもを通じて、その親に情報が伝わるように、近隣の小学校にQRコード付きのリーフレットを配布。

応募者の92%がインターネットからの申し込みがあった。



訪問ユーザーが参加したい講座は？

訪問ユーザーをターゲットに講座をリニューアル

ホームページをよく見てくれる25～44歳の女性なら、公民館の利用者になり得ると考え、子育て世代が多いという想定のもと、冬休みに親子で参加できる講座をコンセプトに継承発展させ、複数の講座をパッケージ化したオムニバース講座「北公民館の冬じたく」を開講。



親子向けつまみ細工講座

講師発掘にも一工夫

ハートルを下げて講師を  
引き受けてもらいやさしく！

多種多様な地域人材を探しだし、少人数・小規模講座ということで、引き受けてもらいやさしく、次世代の公民館を担う講師を発掘できた。



親子向け手打ち蕎麦体験

新たな利用者層の開拓



UP

参加者の年齢層も子育て世代が主と思われる30～40歳代が70%以上を占める結果となり、利用者層の拡大につなげることができた。

# 社会教育デジタル活用等推進事業

令和5年度要求・要望額

152百万円  
(新規)



## 背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、**社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化**している。（例えば、公民館のWi-Fi整備率は、約3割※図）

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的負担に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた**効果的な社会教育活動が展開される**よう、その活用促進を加速させる必要がある。また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、**デジタル田園都市国家構想の推進力**とし、**PPP/PFIの活用を促進**させる必要がある。

図 来館者の利用できるWi-Fiの有無



骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

○経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進  
○公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の**人材育成力の強化**を図る。

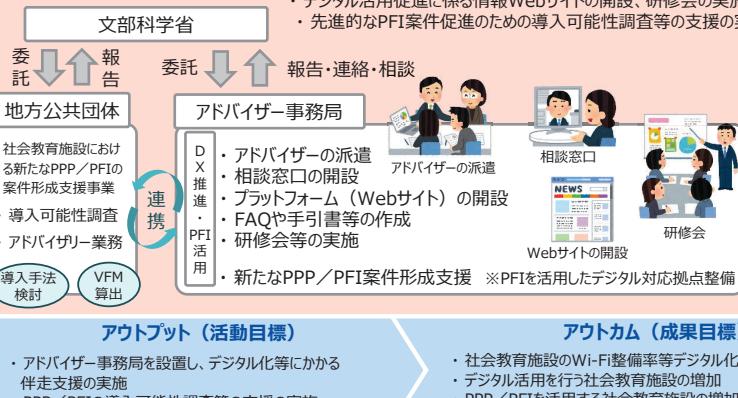
○PPP/PFIの活用等による**官民連携の推進**  
○デジタル田園都市国家構想の**推進力**として活用し、  
○地域交流の場である**公園・公民館等の身近な施設**への新しい活用モデルを形成する。

## 事業内容

### 社会教育施設（公民館・図書館）DX推進・PFI活用アドバイザー事業 (委託：新規) 133百万円

地域教育力の向上に向けて、全国の社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境整備の加速とその効果的な活用、施設の整備や運用におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、各地域をカバーした支援体制を構築し、教育委員会等からの相談への対応、アドバイザー（DXの専門家）派遣、情報交換プラットフォーム（Webサイト）の開設等による伴走支援を行う。

- ＜主な業務内容＞
- ・デジタル環境整備（セキュリティを含む）の計画策定、調達等の相談対応
  - ・デジタルを活用した効果的な学習事業等展開への支援に係る相談対応
  - ・デジタル活用促進に係る情報Webサイトの開設、研修会の実施
  - ・先進的なPFI案件促進のための導入可能性調査等の支援の実施

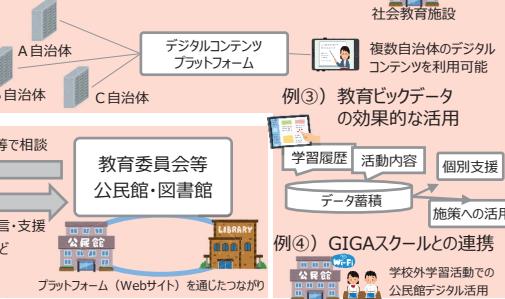


### 社会教育施設（公民館・図書館）DX実証事業 (委託：新規) 17百万円

社会教育の分野において、デジタルを活用した先進的なモデル事例の創出・効果検証を行い、モデル事例の普及・横展開を図る。

例① 民間事業者や大学等との連携による新たなデジタル活用

例② 自治体間の学習デジタルコンテンツのプラットフォーム化



例③ 教育ピックデータの効果的な活用

例④ GIGAスクールとの連携

学校外学習活動での公民館デジタル活用

18

## 2. 公民館等社会教育施設について

### (2) PPP/PFI（コンセッション等）の促進

19

# PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）概要

## 1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

### (1) 基本的な考え方

- ①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
- ②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
- ③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
- ④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

### (2) 推進の方向性

- ・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和4年度から5年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入
- ①地域における活用拡大 ②活用対象の拡大 ③民間による創意工夫の最大化 ④地域の主体の能力強化と人材の確保

## 2. PPP/PFIの推進施策

### (1) 多様なPPP/PFIの展開 「新たなPPP/PFI活用モデル」形成（分野・手法等）に取り組む（PFI推進機構と連携）

- |                  |                         |                |
|------------------|-------------------------|----------------|
| ・公園、公民館等の身近な施設   | ・新しい政策課題への対応（グリーン、デジタル） | ・地域交通、人工衛星等    |
| ・インフラの維持管理分野への拡大 | ・公的不動産活用（国有財産、学校等）      | ・広域化、集約化・多機能化等 |

### (2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| ・優先的検討規程の実効性向上、策定促進<br>(人口10~20万人の全自治体での策定：R5年度) | ・専門家派遣、伴走支援の強化                   |
| ・首長等の機運醸成（トップセールスの実施：機構と連携）                      | ・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施    |
| ・先導的な優良事例等の表彰制度創設                                | ・地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化（R8年度） |
| ・マニュアル（導入の手引き、契約書ひな型等）の整理・周知                     | ・民間提案制度の実効性向上（提案者へのインセンティブ付与等）   |
| ・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開                     | ・自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化      |

### (3) 取組基盤の充実

- ・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- ・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
- ・官民リスク分担の新手法の導入（アローウィット・インジョーシング条項等）

### (4) PFI推進機構の活用

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コラボレーションの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

## 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

### (1) 事業規模目標

30兆円（令和4年度～13年度）  
コネクション：7兆円、収益型事業：7兆円  
公的不動産利活用：5兆円、セビス購入型等：7兆円、取組強化：4兆円

### (2) 重点分野と目標 件数目標を設定、案件リスト、工程等を具体化した実行計画を策定

- |  |
|--|
| 空港／水道／下水道／バス／タクシードライバー／文化施設／大学施設／公園／工業用水道等 |
| ・好事例の横展開、案件発掘等のためトップセールス実施、ガイドライン・ひな型作成等   |
| ・関連施策を集中的に投入、PPP/PFIの活用促進に資する交付金等の制度改善     |

20

# 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」 (令和4年6月3日PFI推進会議決定)(抜粋)

## 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

### (2) 重点分野と目標

#### ii) 各重点分野における取組

##### ⑥文化・社会教育施設

令和4年3月末時点で、事業を開始（一部開始を含む）している案件が2件ある。令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。<文部科学省>

- ・地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。（令和4年度開始） <文部科学省>
- ・文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、課題や現状の支援策の点検を行い、必要な支援等の検討を行う。（令和4年度開始）<文部科学省>
- ・公共施設等運営事業の活用推進に向け、先行事例を基にノウハウなどの横展開を図り、また、実施契約書・要求水準書等のひな形を作成し、地方公共団体への資料提供等を進める。（令和4年度開始）<文部科学省>
- ・サービス刷新や活動活性化等、公共施設等運営事業等による文化施設の運営改善のための支援事業を検討する。（令和4年度開始）<文部科学省>
- ・デジタル田園都市国家構想推進における社会教育施設の活用促進にあわせ、PPP/PFIの活用を促進する取組を検討する。（令和4年度開始）<文部科学省>
- ・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業等）において、文化・社会教育施設を重点対象に定める等、必要な支援等を行う。（令和4年度開始） <内閣府、国土交通省>
- ・文化・社会教育施設の具体的な案件形成を推進するため、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを積極的に実施する。（平成28年度開始、令和4年度強化）<文部科学省>

21

# “コンセッション”について

岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）（抜粋）

## 三 新しい資本主義

新たな官民連携を進めるにあたっては、**公共施設の運営を民間に任せることによるコンセッションの一層の活用**、ベンチャー・フィナンソロフィーによるNPOや社会的企業への支援、社会的インパクト投資など、民による公的機能の補完も重要な論点です。

## コンセッションとは

民間事業者に**公共施設等運営権**（公共が所有する公共施設等の運営を行い、当該施設の利用料金を自らの収入として収受する権利）を設定することで、**民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となり、より民間の創意工夫が發揮しやすくなる**。

## コンセッションの効果

コンセッション（公共施設等運営事業）は、官民連携手法の中でも、**事業期間が長期で、料金設定や更新・追加投資を含め民間事業者に大きな裁量があり、収入増加とコスト縮減の両面で大きなメリットがある**。

### 《金融機関・投資家のメリット》

- （抵当権設定が可能となり、）**金融機関の担保が安定化**
- （運営権が譲渡可能となり、）**投資家の投資リスクが低下**

### 《民間事業者のメリット》

- 「官業開放」による**地域における事業機会の創出**
- 事業運営・経営についての**裁量の拡大**
- 人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での**柔軟な料金設定**
- 抵当権の設定による**資金調達の円滑化**

### 金融機関・投資家

### 抵当権設定

融資・投資

### 施設所有権

### 公共主体

運営権設定（+モニタリング）

### 運営権

### 民間事業者

運営権対価

開港事業を行うことで、**更なる収益を得ることもできる**

サービス提供

### 住民

利用料金支払い

### 《地方公共団体のメリット》

- 運営権設定に伴う**対価の取得**
- 民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした**老朽化・耐震化対策の促進**
- 技術職員の高齢化や減少に対応した**技術承継の円滑化**
- 施設所有権を有しつつ**運営リスクの一部移転**

### 《住民のメリット》

- 事業者による自由度の高い運営が可能となり、**低廉かつ良好なサービスを享受**

22

## 文化施設及び社会教育施設の官民連携推進に向けた現状

### PFI等の官民連携手法の導入の現状

- コンセッション事業の他、官民連携手法の導入が進むように支援してきており、文化施設や社会教育施設では、令和2年度末までに45件※1のPFI事業の案件を形成したほか、事業用定期借地等の多様な官民連携手法を導入した事業を実施。

※1 文化施設 14件 社会教育施設 31件（内閣府調べ）



事業概要 図書館等の複合施設を整備  
地方公共団体名 三重県桑名市

事業手法 PFI-BOT方式  
併設するカフェは独立採算型  
事業期間 平成14年～令和16年（約32年）

事業概要 吉野町煉瓦倉庫及び周辺緑地を芸術文化施設としてリニューアル

地方公共団体名 青森県弘前市  
事業手法 PFI-RO方式  
事業用定期借地権（ミュージアムショップ等）  
事業期間 平成29年～令和17年（約18年）

事業概要 図書館、地域交流センター等の複合施設を整備（オガールプラザ）

地方公共団体名 岩手県紫波町  
事業手法 事業用定期借地権  
事業期間 平成24年～令和26年（約32年）

### コンセッション事業の導入の現状

- PPP/PFI推進アクションプランに定めるコンセッション事業3件の具体化目標に対し、これまで6件を具体化

スポーツ施設 3件 有明アリーナ、愛知県新体育館、津山市グラスハウス  
文化芸術施設 2件 大阪中之島美術館、奈良少年刑務所赤れんが建造物  
大学法人等 1件 沖縄科学技術大学学院大学宿舎

- 大阪中之島美術館については、コンセッション事業の案件形成の支援※2を実施。

※2 文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業※3（平成29年度及び平成30年度）

※3 大阪中之島美術館以外にコンセッション事業を含め9件の案件形成を支援（平成29年度から令和3年度）

23

# 文化・社会教育施設に関する各省支援の全体像

構想・計画	設計・建設	管理・運用
地方創生拠点整備交付金（内閣府）※補助率 1/2		
地方創生推進交付金（内閣府）※補助率 1/2		
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）		
官民連携基盤整備推進調査費（国交省）※補助率50%		
民間資金等活用事業推進機構による出融資等		
文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業（文科省）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国交省） ※補助率：40%又は45%	デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府） ※補助率 1/2
高度専門家による課題検討支援（内閣府）		
協定プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成支援（内閣府）	都市構造再編集中支援事業（国交省） ※補助率：50%又は45%	
先導的官民連携支援事業（国交省）		
専門家派遣によるハンズオン支援（国交省）		

上記支援策の他、地方公共団体がPPP/PFIを導入した場合に、自ら整備・運営した場合と比べて地方財政上不利にならないよう、地方財政措置を講じている。

24

## 文化・社会教育施設に関する各省支援（具体的支援策①）

### ▶ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）

補助率：1/2  
公募時期：例年1月頃、6月頃

#### 支援対象段階



#### ① 支援策概要

地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的に先導的な施設整備事業を支援（PFIの活用も可能）

#### ② 対象施設

地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生の推進に資する施設等の整備（スタジアム・アリーナ、文化施設、社会教育施設を含む。ただし、他の国庫補助金等の対象となる施設、法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設等（図書館等）は対象外。）。

#### ③ 補助要件

- ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的、主体的に先導的な事業。
- ・先導的な事業として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を充足していること。
- ・地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画の認定が必要。
- ・交付金の交付に際し、施設整備計画の提出が必要。

※ 複数年度の施設整備に対応するための当初予算に限り、補助対象として

「企画立案・基礎調査」が含まれ得る。

問合せ先：内閣府地方創生推進事務局03-3581-4203

URL : <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>



### ▶ 地方創生推進交付金（内閣府）

補助率：1/2  
公募時期：例年1月頃、6月頃

#### 支援対象段階



#### ① 支援策概要

地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的に先導的なソフト事業（ソフト事業との併用が前提の下で施設整備も可能。PFIの活用も可能。）

#### ② 対象施設

地方版総合戦略に位置付けられた事業（スタジアム・アリーナ、文化施設、社会教育施設を含む。ただし、他の国庫補助金等の対象となる施設、法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設等（図書館等）は対象外。）。

#### ③ 補助要件

- ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的、主体的に先導的な事業。
  - ・先導的な事業として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を充足していること。
  - ・地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画の認定が必要。
  - ・各年度の交付金の交付に際し、実施計画の提出が必要。
- ※ 補助対象のうち「運営・維持管理」については、交付対象期間（最長5年間）に限り可能。

問合せ先：内閣府地方創生推進事務局03-3581-4213

URL : <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>



25

## 文化・社会教育施設に関する各省支援（具体的支援策②）

### ▶ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納稅）（内閣府）

支援対象段階

期間：令和6年度末まで



#### ①制度概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除（最大約9割の税の軽減効果）。

#### ②対象施設

スタジアム・アーナ、文化施設（劇場音楽堂、博物館）、社会教育施設（図書館、公民館）

※企業版ふるさと納稅を活用するにあたっては、地方版総合戦略に位置付けられた事業であり、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要。上記認定を受けた地域再生計画に位置付けられた事業であれば、上記の施設以外の施設に関する整備やその他の事業も対象となる。

問合せ先：内閣府地方創生推進事務局

03-6257-1421, kigyou-furusato@cas.go.jp

URL : [https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaiseli/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaiseli/kigyou_furusato.html)



### ▶ 官民連携基盤整備推進調査費（国交省）

支援対象段階

補助率：50%

公募時期：1月～7月頃  
(年3回程度)



#### ①支援策概要

地域活性化を目指し、設備投資などの民間の活動と一緒に計画される自治体のインフラ整備（PPP/PFI事業を含む）の事業化に向けた検討に必要となる調査費を支援。

#### ②対象施設

国土交通省の所管する分野における公共事業（建設段階で国土交通省（観光庁含む）所管の交付金・補助金が活用できる施設（都市公園施設など）の検討を行うもの）

#### ③補助要件

PPP/PFI導入可能性検討とあわせ、施設整備に関する検討（需要予測・概略設計など）を行うこと。

問合せ先：国土交通省国土政策局 03-5253-8360,

hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

URL : <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>



### ▶ 民間資金等活用事業推進機構による出融資等

支援対象段階



#### ①支援策概要

株式会社民間資金等活用事業推進機構は、PFI事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払料金で回収するものに限る。）に対する出融資（優先株・劣後債の取得等）や案件形成のためのコンサルティング（相談対応）を実施。

#### ②対象施設

事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払料金で回収するPFI事業  
※スタジアム・アーナ、文化施設（劇場音楽堂、博物館）、社会教育施設（図書館、公民館）も対象施設となる。



問合せ先：株式会社民間資金等活用事業推進機構 03-6256-0071

URL : <http://www.pfipcj.co.jp>

26

### ▶ 文教施設における多様なPPP/PFIに関する先導的開発事業（文科省）

支援対象段階

補助率：定額  
公募時期：例年2月頃



#### ①支援策概要

地方公共団体等におけるコンセッションを含めたPPP／PFI手法の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」等の導入検討段階を支援。

#### ②対象施設

スポーツ施設、文化・社会教育施設を含む文教施設

#### ③補助要件

本事業の実施にあたり関係部局の担当者、会計・税務等の専門家、有識者等から構成される協議会やワーキンググループ等を置くこと。



問合せ先：文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

施設マネジメント係, 03-6734-22291, shisetulead-1@mext.go.jp

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ppp/1406646\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406646_00001.htm)

26

## 文化・社会教育施設に関する各省支援（具体的支援策③）

### ▶ 高度専門家による課題検討支援（内閣府）

支援対象段階

支援形態：コンサルタント派遣による支援

公募時期：1月～3月頃



#### ①支援策概要

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業の実施を検討している方々に向け、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施。

#### ②支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）
- ・収益型事業（収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業）
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業・指標連動方式（アベイリティペイメント方式）による事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待される

モデル性のある案件を優位に評価



問合せ先：内閣府民間資金等活用事業推進室 03-6257-1655

URL : <https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

### ▶ 協定プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成支援（内閣府）

支援対象段階

支援形態：コンサルタント派遣による支援

公募時期：1月～3月頃



#### ①支援策概要

協定先の地域プラットフォームを通じ、地域企業等の能力を活用し地域ニーズに応えるPPP/PFI案件の形成に向けて、各地域の状況に応じた支援を実施。

#### ②支援対象

- PPP/PFI導入可能性調査を実施していない案件のうち、以下の要件を満たすもの。
- (1) 庁内検討している案件で、原則として地域プラットフォームにてサウンディングを実施して、民間事業者の意向確認を行いうもの
- (2) サウンディングの結果を基に次の検討段階に移行できる可能性のある案件

問合せ先：内閣府民間資金等活用事業推進室 03-6257-1655

URL : <https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

### ▶ 先導的官民連携支援事業（国交省）

支援対象段階



補助率：予算の範囲内で1件当たり上

※都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円

#### ①支援策概要

地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

#### ②対象施設

国土交通省の所管する分野における官民連携事業

（国土交通省所管施設（都市公園など）の整備と併せてスポーツ施設などの導入検討を行う場合は対応可能）

#### ③補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等



問合せ先：国土交通省総合政策局 03-5253-8981,

hqt-PPP\_PFI@gxb.mlit.go.jp

URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-1.html>

### ▶ 専門家派遣によるハンズオン支援（国交省）

支援対象段階



支援形態：コンサルタント派遣による支援

公募時期：2月～3月頃

#### ①支援策概要

国土交通省所管のPPP/PFI事業において、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募資料作成等事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン（伴走）支援を行う。

#### ②対象施設

国土交通省の所管する分野における官民連携事業（国土交通省所管施設（都市公園など）の整備と併せてスポーツ施設などの導入検討を行う場合は対応可能）

#### ③支援要件

将来、継続してPPP/PFI事業の導入を検討する意向があり、地域プラットフォーム等に属する人口20万人未満の地方公共団体

※地方公共団体の職員自らが、公募資料等の作成を行うことが必要



問合せ先：国土交通省総合政策局 03-5253-8981,

hqt-PPP\_PFI@gxb.mlit.go.jp

URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-2.html>

27

# 文化・社会教育施設に関する各省支援（具体的支援策④）

## ▶ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） (国交省)

補助率：40%または45%



### ① 支援策概要

都市再生整備計画に基づく、市町村等が行う公共公益施設の整備等に対して支援

### ② 対象施設

- ・スタジアム・アリーナ（公園施設に限る）
- ・地域交流施設（劇場音楽堂及び公民館（地域住民の相互交流を目的とした施設に限る）等）等

### ③ 補助要件

- ・スタジアム・アリーナについては、社会資本整備総合交付金（都市公園事業）と同様。
- ・地域交流施設等については、補助対象事業費の上限額21億円 等の条件あり。

問合せ先：国土交通省都市局 03-5253-8413

URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359521.pdf>



## ▶ 都市構造再編集中支援事業（国交省）

補助率：50%または45%



### ① 支援策概要

立地適正化計画の目標に適合し、都市再生整備計画に基づく、地方公共団体等が行う公共公益施設の整備等に対して支援

### ② 対象施設

- ・スタジアム・アリーナ（公園施設に限る）、博物館、図書館、
- ・地域交流施設（劇場音楽堂及び公民館（地域住民の相互交流を目的とした施設に限る）等）等

### ③ 補助要件

- ・スタジアム・アリーナについては、社会資本整備総合交付金（都市公園事業）と同様
- ・博物館、図書館等については、補助対象事業費の上限額21億円、面積要件300m<sup>2</sup>以上
- ・都市構造再編集中支援事業により同種の施設が同一自治体で整備されていないこと 等の条件あり。

- ・地域交流施設等については、補助対象事業費の上限額21億円 等の条件あり。

問合せ先：国土交通省都市局 03-5253-8419

URL : [https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd\\_parkgreen\\_fr\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000007.html)



## ▶ デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府）

補助率：50%（令和3年度補正予算額 200億円）

### 支援対象段階



### ① 支援策概要

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向け、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業等に取り組む地方公共団体を支援。

### ② 対象施設

施設自体は対象でないが、顧客経験価値向上等に関するデジタル技術の導入支援に活用可能

### ③ 補助要件 <以下を要件とする実施計画の策定が必要>

- ・他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組
- ・デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業の成果を複数年に渡って計測するためのKPIを設定
- ・地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

問合せ先：内閣府地方創生推進室

03-6257-3889 digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

URL :

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>



## 再掲(P18)

# 社会教育デジタル活用等推進事業

令和5年度要求・要望額

152百万円  
(新規)



### 背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、[社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化](#)している。（例えは、公民館のWi-Fi整備率は、約3割※図）

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルディバイドの解消を始めとした社会的包摶に寄与するとともに、「[リアル](#)」と「[デジタル](#)」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を加速させる必要がある。また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、[デジタル田園都市国家構想の推進力](#)とするため、PPP/PFIの活用を促進させる必要がある。



### 骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

○経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進  
○公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成能力の強化を図る。

○PPP/PFIの活用等による官民連携の推進  
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

### 事業内容

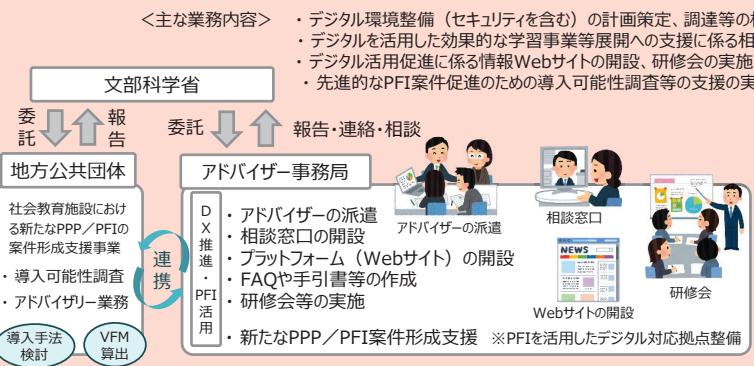
#### 社会教育施設（公民館・図書館）DX推進・PFI活用アドバイザー事業 (委託：新規)

133百万円

17百万円

地域教育力の向上に向けて、全国の社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境整備の加速とその効果的な活用、施設の整備や運用におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、各地域をカバーした支援体制を構築し、教育委員会等からの相談への対応、アドバイザー（DXの専門家）派遣、情報交換プラットフォーム（Webサイト）の開設等による伴走支援を行なう。

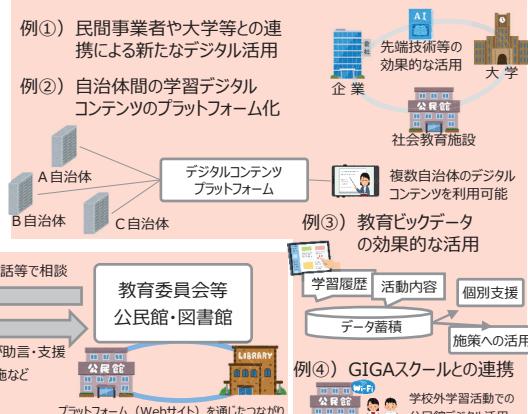
- <主な業務内容>
- ・デジタル環境整備（セキュリティを含む）の計画策定、調達等の相談対応
  - ・デジタルを活用した効果的な学習事業等展開への支援に係る相談対応
  - ・デジタル活用促進に係る情報Webサイトの開設、研修会の実施
  - ・先進的なPFI案件促進のための導入可能性調査等の支援の実施



#### 社会教育施設（公民館・図書館）DX実証事業 (委託：新規)

17百万円

社会教育の分野において、デジタルを活用した先進的なモデル事例の創出・効果検証を行い、モデル事例の普及・横展開を図る。



### インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- ・地域コミュニティの維持・強化、地域教育力の向上
- ・デジタルディバイドの解消、デジタルリテラシーの向上
- ・官民連携の推進による民間の事業機会の創出、公的負担の軽減、効率的、効果的な住民サービスの提供

### アウトカム（成果目標）

- ・アドバイザー事務局を設置し、デジタル化等にかかる伴走支援の実施
- ・PPP/PFIの導入可能性調査等の支援の実施

### アウトカム（成果目標）

- ・社会教育施設のWi-Fi整備率等デジタル化の向上
- ・デジタル活用を行う社会教育施設の増加
- ・PPP/PFIを活用する社会教育施設の増加

## 2. 公民館等社会教育施設について

### (3) 長寿命化計画の策定

30

#### 社会教育施設の長寿命化計画について①

##### 個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)とは

- ・国、地方公共団体等が 丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、各地方公共団体等の施設管理者が策定するものです。
- ・各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進める点で重要なものとなっています。また、以下の6事項を記載することとしています。

- 【1. 対象施設 2. 計画期間 3. 対策の優先順位の考え方 4. 個別施設の状態等 5. 対策内容と実施時期 6. 対策費用】

##### インフラ長寿命化基本計画等の体系（イメージ）

###### インフラ長寿命化計画(H25.11)

- 策定主体：国
- 対象施設：全てのインフラ

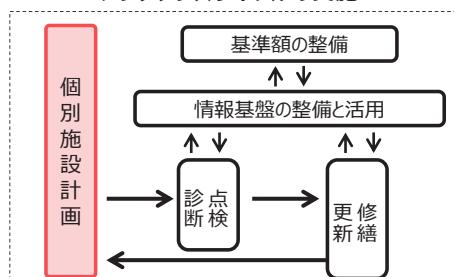


###### 公共施設等総合管理計画

###### 【インフラ長寿命化計画（行動計画）】

- 策定主体：文部科学省及び地方公共団体
- 対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

##### 個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施



###### 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 策定主体：各インフラの管理者
- 対象施設：行動計画で策定者が設定
- 策定期限：令和4年度末まで
- 策定目的：
  - ①各設置者における「メンテナンスサイクル」の構築
  - ②改築中心から長寿命化への転換による、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減
  - ③予算の平準化

31

## 社会教育施設の長寿命化計画について②

「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」（令和3年12月23日）において、2022年度末までに個別施設計画の策定率を100%とするようKPIが設定されました

【社会教育施設※の個別施設計画の策定状況】※社会体育施設及び文化会館等を除く

管理者	令和3年4月1日時点		令和4年4月1日見込	
	策定率	未策定管理者数	策定率	未策定管理者数
都道府県	9 3 %	5	9 9 %	1
指定都市	8 9 %	4	1 0 0 %	0
市区町村	7 5 %	4 9 6	8 8 %	2 3 1
一部事務組合等	5 0 %	3	6 7 %	2
全体	7 6 %	5 0 8	8 9 %	2 3 4

- ・個別施設計画は、国と地方公共団体等が一丸となって、インフラの安全性と維持管理を実現するために策定する計画です
- ・個別施設計画未策定の自治体については、できるだけ早期の策定にご協力をお願いいたします

【個別施設計画策定に関する技術的な相談窓口】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設企画課 施設マネジメント係  
TEL:03-5253-4111（内線）4669  
E-mail:sisetuki@mext.go.jp

【公立社会教育施設に関する問合せ先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
庶務係（社会教育施設担当）  
TEL : 03-6734-2969  
E-mail:chisui@mext.go.jp

32

## 3. 社会教育士について

33

# 「社会教育士」の称号付与について（趣旨及び役割等）

## 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。 **※令和2年度からスタート**

## 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



社会教育士

## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条 第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条 第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

## これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,906人
（内訳）養成課程	214人	336人	550人
社会教育士称号付与数	<b>706人</b>	<b>1,750人</b>	<b>2,456人</b>

34

## 社会教育士に期待される役割（イメージ図）

### 「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



35

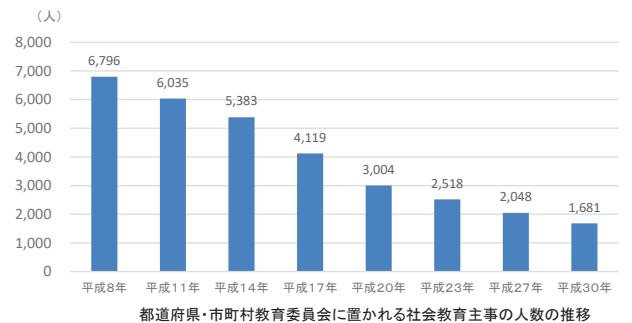
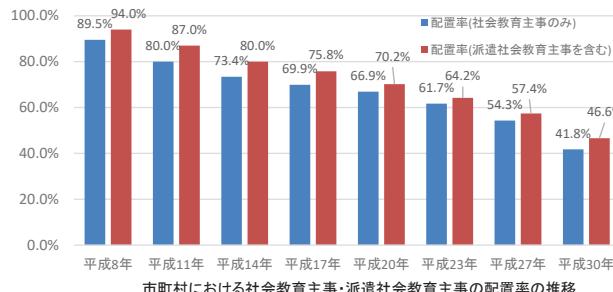
# 「社会教育士」の称号付与について（創設までの主な経緯①）



## 平成25年9月）中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

### （社会教育主事の現状と課題）

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少



(出典)社会教育調査

### （社会教育主事資格の活用）

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能
  - ・首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化
  - ・社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に

## 平成29年8月）社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

### （社会教育主事資格の活用について）

- 社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。
- 社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ
- 社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、「社会教育士(仮称)」の称号を付与することを検討（平成32年4月目途新制度に移行）

36

# 「社会教育士」の称号付与について（創設までの主な経緯②）



## 平成30年2月28日公布）社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

### （科目及び単位数の改善）

- 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。
- 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善（第11条第1項関係）

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

### （社会教育士の称号付与の趣旨及び概要）

- 社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる

#### ■社会教育主事講習等規程（抄）

第8条 3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条 3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

### （社会教育士に期待される役割）

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

令和2年4月1日 （改正）社会教育主事講習等規程の施行

37

# 社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等



## ●デジタル田園都市国家構想基本方針 ~抜粋~ 令和4年6月7日閣議決定

### 社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの社会教育人材のICT活用スキルを向上させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進とともに、社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進する。

## ●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~

令和3年1月26日中央教育審議会

### 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ~抜粋~

#### (3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」により効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

## ●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ~学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現~

### 第4章 コミュニティ・スクール推進のための方策 ~抜粋~

#### 地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。

## ●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ(令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

### (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

#### ③社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- 社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させるなどして、関連領域の担い手を育成することも重要である。

38

# 社会教育士制度の広報活動 ~多様な広報ツールを活用~



令和2年度から新たに始まった「社会教育士」への社会的な関心を高め、多様な場で活用されるようになることを目指し、様々な分野の社会教育士の活躍を特設サイトやPR動画等で紹介しています。

## 1. 社会教育士特設サイト

社会教育士への社会的な関心を高め、今後、多様な場で活用されるようになることを目指し、令和3年2月に特設サイトを開設しています。

特設サイトではマンガやイラストを使って社会教育士の専門性などを分かりやすく説明しています。



## 2. 社会教育士PR動画

福祉・防災・観光・多文化共生など様々な分野で活躍する社会教育士のPR動画を公開しています。



## 3. 社会教育士note

社会教育士の活躍紹介を中心に、全国の社会教育現場や社会教育に関わる人など、社会教育について様々な角度からお届けする社会教育士noteを令和3年4月に開設。2ヶ月に1回程度で定期的に更新。現在、フォロワー数420人。

社会教育士の活躍事例は  
noteで絶賛更新中!



## 4. 俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使に任命

社会教育士制度をより多くの人に知っていただき、広く活用していただくため、令和3年8月19日(木)、俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使に任命しました。

村井美樹さん プロフィール

俳優・タレント 出身地：京都府 早稲田大学教育学部を卒業。テレビ番組のコンビーナーやレポーター、また、ケイズ番組や漫才に強い高学歴知性派タレントとして活躍。鉄道ファン・歴史好きで旅番組や歴史番組にも多数出演。社会教育主事養成課程の修了者。芸芸員有資格者



39

# 都道府県における社会教育士制度の活用促進（千葉県教育庁）



## 社会教育主事の配置状況等

市町村教育委員会における社会教育主事の配置は、平成18年度には、97名（42市町/56市町村）であったが、令和3年度には45名（31市町/54市町村）に減少しており、この傾向は近年継続している。



## 社会教育士に関する関心の高まり

- 令和2年度から始まった「社会教育士」の称号を取得することを目的とした、社会教育主事講習についての千葉県への問い合わせが増加している。
- 社会教育関係団体やNPOの方、企業の社員、市職員、大学生など、幅広い層からの問合せが増えている。

## ○ 社会教育士周知チラシの作成・配布

教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍することが期待される「社会教育士」の周知・活用に資するチラシを作成し、県ホームページへの掲載、関係機関等への配布を行っている。



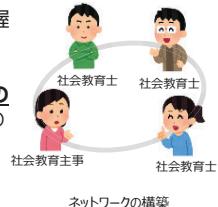
## ○ 千葉県ホームページでの情報提供

また、県のホームページで社会教育主事講習の受講に関する情報や社会教育士に求められる役割などを掲載し、情報提供を行っている。



## ○ 社会教育主事有資格者及び社会教育士のメーリングリストの運用

社会教育主事は、人事異動等で相互の繋がりが途切れてしまうこともあり、社会教育士に至ってはその把握すら難しい現状がある。このため、社会教育主事や社会教育士同士のネットワークを構築し、連携等が図られるよう、社会教育主事有資格者及び社会教育士のうち希望者によるメーリングリストを運用している。このメーリングリストを活用し、研修情報等を情報提供している。今後は、相互の情報交換が可能となるような仕組みや社会教育士の活用に繋がる仕組みも検討中。



## ○ 社会教育主事等実践研究交流会の実施

社会教育主事講習や養成課程で培われる知識や能力を維持し、高めていくためには、日々の実践に加えて現職研修が重要となることから、千葉県では、社会教育主事・社会教育士の現職研修の場として、生涯学習センターで実践研究交流会を実施している。

令和3年度は、さわやかしば県民プラザにおいて、社会教育主事・社会教育士・社会教育主事有資格者等を対象とした、事例発表や討議・情報交換等を通して社会教育主事・社会教育士の役割について理解を図る研修会を実施した。今後は、求められるスキルを維持・増進するための研修も検討中。



40

## 社会教育主任用資格の活用

# 全ての人に開かれた公民館（沖縄県那覇市若狭公民館）



## 公民館の概要

- エリアの人口：約3万人（約1万5千世帯）
- 若狭公民館は「NPO地域サポートわかさ」が指定管理者として運営。社会教育主事有資格者の館長を含む6人のスタッフで運営。

## 取組の概要と特長

近隣自治会長や民生委員、学校、利用者団体連絡協議会長、地域住民有志等からなるNPO法人として指定管理を受け館を運営。地域課題に対応するために、青年層や在住外国人、ひとり親世帯など、ひごろ公民館に足を運ぶことが少ない層への取組に加え、多様な主体と連携した取組を推進。

## 「魅力ある楽しい活動」を軸とした新たなコミュニティづくり～「なは防災キャンプ」

### 「なは防災キャンプ」について

「誰でも、簡単に、楽しみながら学べる」をコンセプトに2019年1月にトライアル版を実施して以降、春～冬の季節ごとに計5回実施。非日常の空間やキャンプのノウハウ、野外活動等を楽しみながら、防災や災害時の対応を学ぶことができる。



### 多様な主体との連携でプログラムが充実



## ゆるやかなつながりの創出×様々な人材×地域課題へのアプローチ

### 「ゆるやかなつながり」の創出

地域活動の担い手不足への不安や高い子どもの貧困率、急激な外国人留学生の増加による住民との軋轢など、様々な地域課題を解決するため、地域コミュニティの再構築をめざす。



コミュニティを「自分らしくいられる居場所」と捉え、興味関心や利害、情報を共有しながら共に活動をしていけるよう、様々な「魅力ある楽しい活動」や「届ける活動」づくりを推進。ユニークかつ創造的なプログラムから「ゆるやかなつながり」へ。

### 多様な機関・団体との連携

公民館報やホームページ、SNS等において、予定だけでなく取組の結果や地域情報など多角的な発信を重ねることで、公民館での活動に興味を持つ多様な機関・団体との連携が実現。

### 【関わる多様な機関と相談から生まれた企画例】

南極観測隊OB「南の島の南極教室」

地域音楽団体「ジュニジャスオーケストラ那覇ウエスト」

映画制作会社「子ども国際映画祭」

大学生「土曜朝塾」（教員志望生のインターンを受け入れ）

NPO法人「無料英会話教室」（就学援助世帯及びひとり親世帯の児童・生徒対象）



41

## 4. 地域と学校の連携・協働の推進について

42

### 1. 必要性

#### 学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み

##### 学校の課題



学校における働き方改革

ICT機器の活用 等

##### 子供の課題



リアル体験の不足

子供の問題行動 等

##### 地域の課題



地域防災

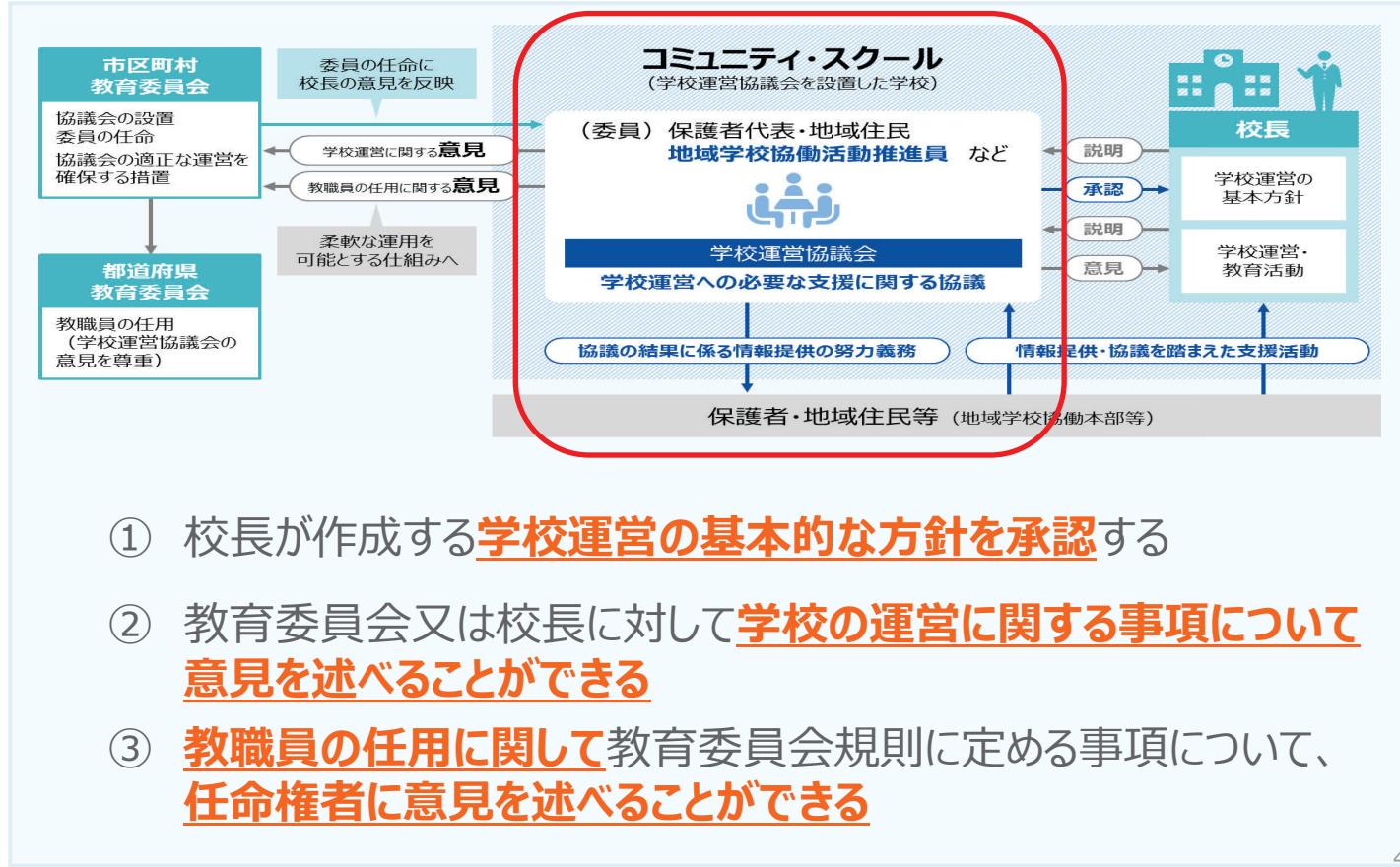
若者の地元定着 等

コミュニティ・スクールにより、地域全体で解決に向けて取り組む

43

## 2. 制度概要

### 地域と学校の連携・協働による学校運営のための仕組み



44

## 3. 制度のメリット①

### 地域住民等が「当事者」として学校運営に参画できる仕組み

当事者性

十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）

自立性・対等性

十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与

持続性

永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを制度的に保証

45

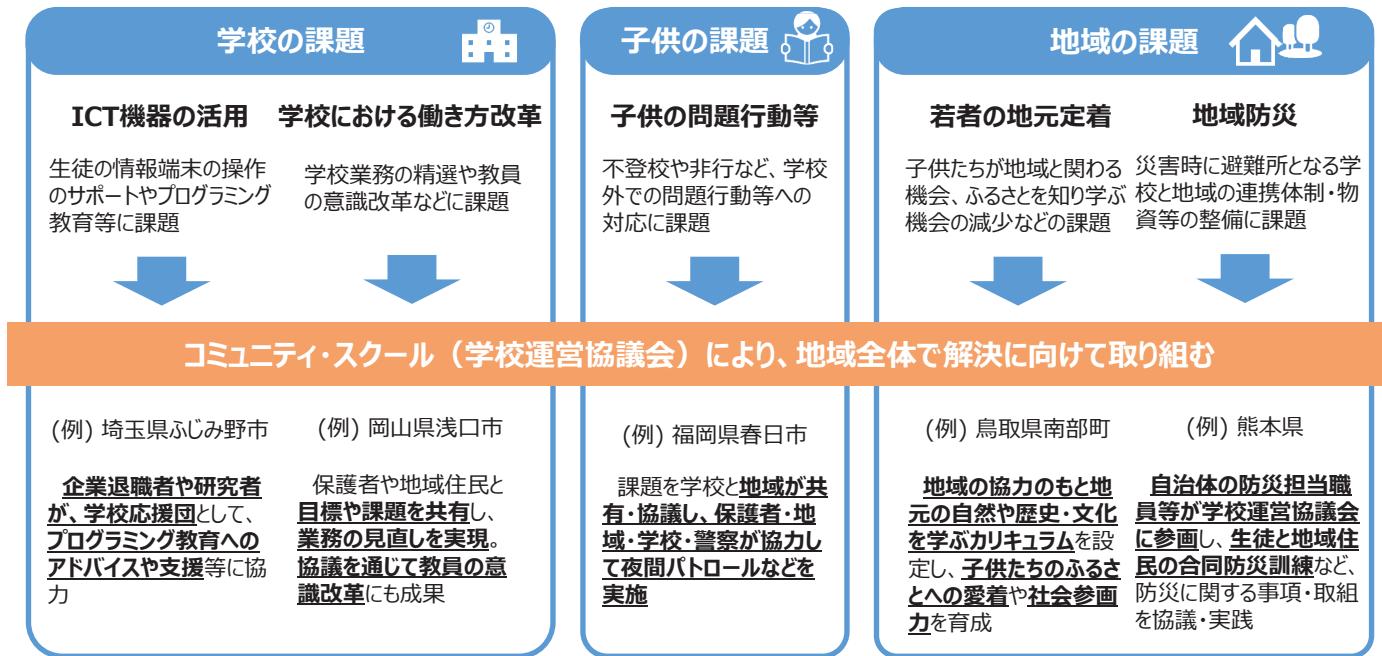
### 3. 制度のメリット②

#### コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せのではなく、**地域全体で解決を図る必要性**

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



46

### 3. 制度のメリット③ 【事例①】 学校における働き方改革

方針・目標  
の設定

取組の実践  
(CSと地域学校協働活動)

働き方改革へ  
の効果

#### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

##### ① 業務内容の棚卸し



教職員アンケートの項目

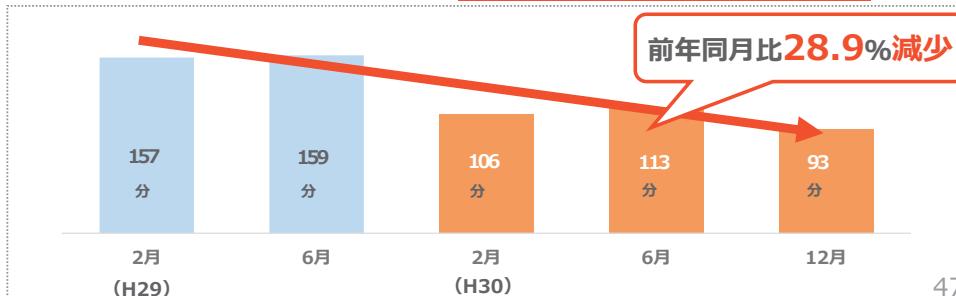
割合 (%)

退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

##### ② 教育活動の再整理・再認識

##### ③ 地域と連携・協働した活動の実践

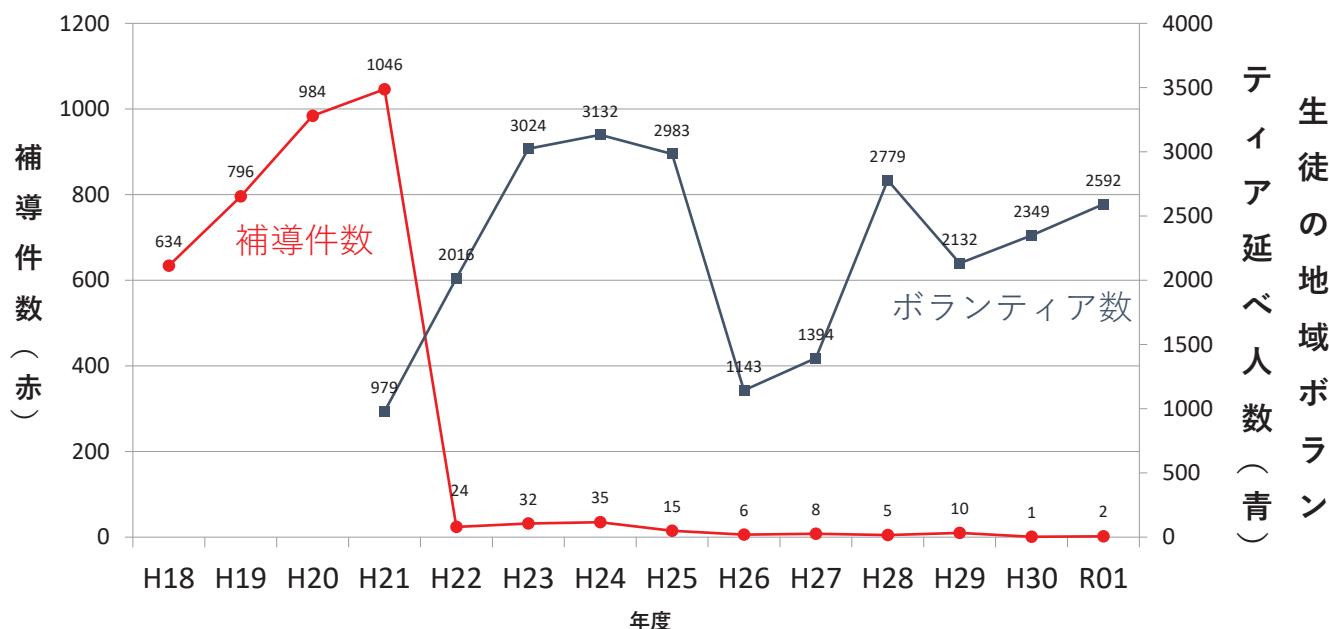
#### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



47

## 4. 制度のメリット③ 【事例②】 生徒指導上の課題解決の取組

生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



### コミュニティ・スクールの成果

◆学校と地域が対話を通じて、  
目標を共有し、課題を解決

◆子供が変わり、学校が変わり、  
まちも変わった

## 4. 制度のメリット③ 【事例③】 学校と地域の防災体制の強化

### 特徴的な活動



避難所指定の協定



避難所運営シミュレーション



学校と地域の合同防災訓練



### 関係者の声

地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。

学校

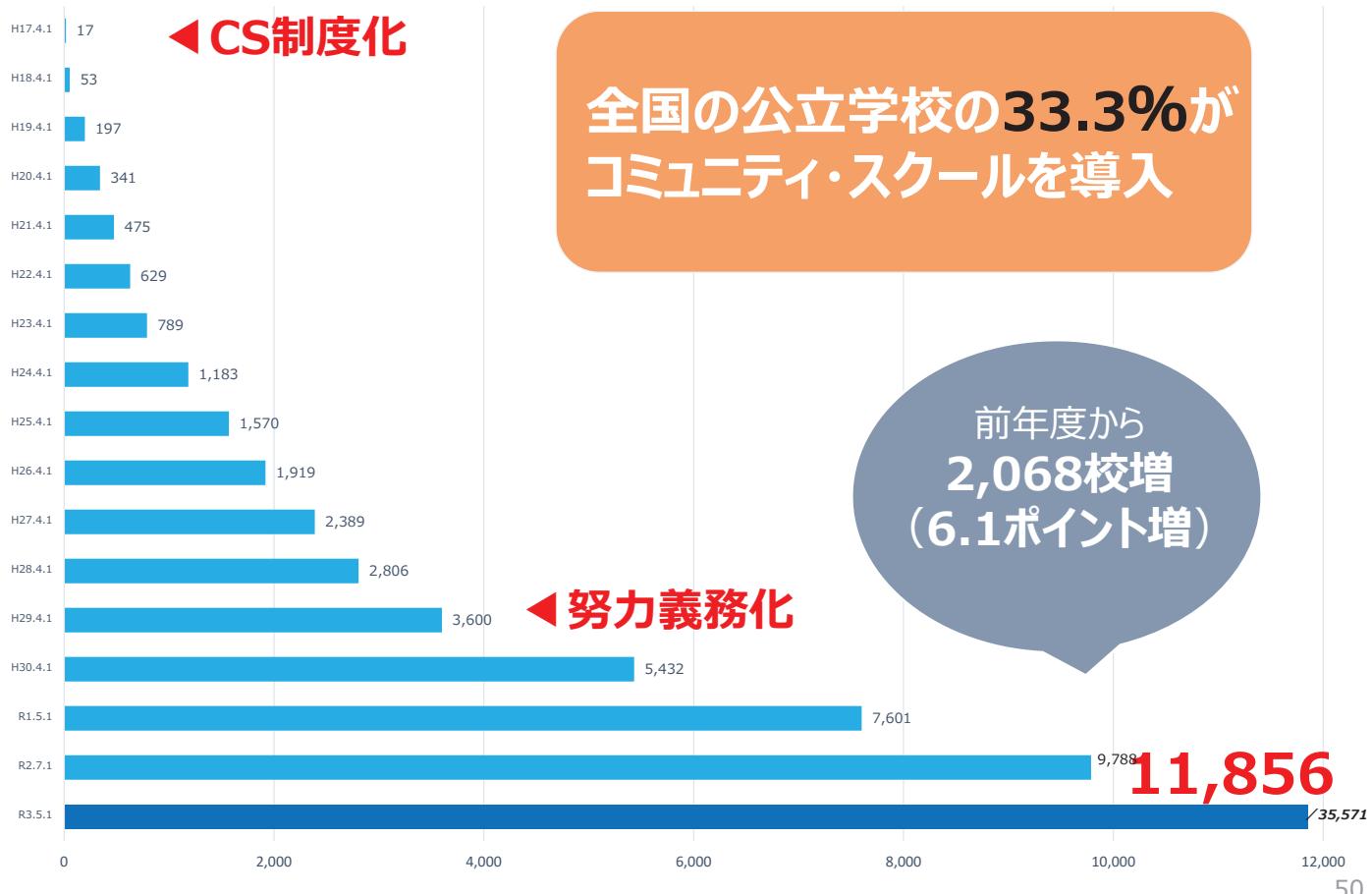
高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。

地域

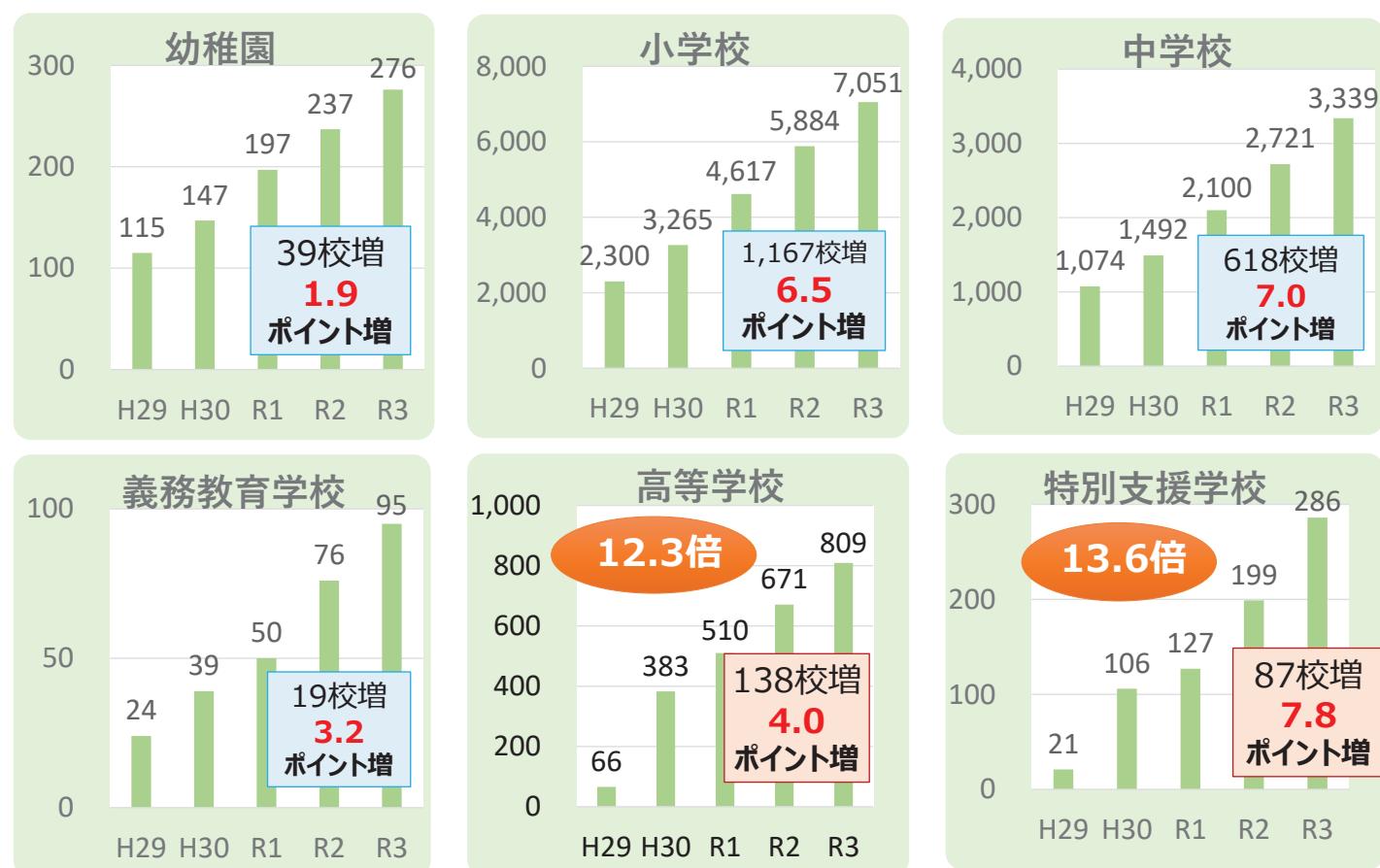
災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。

生徒

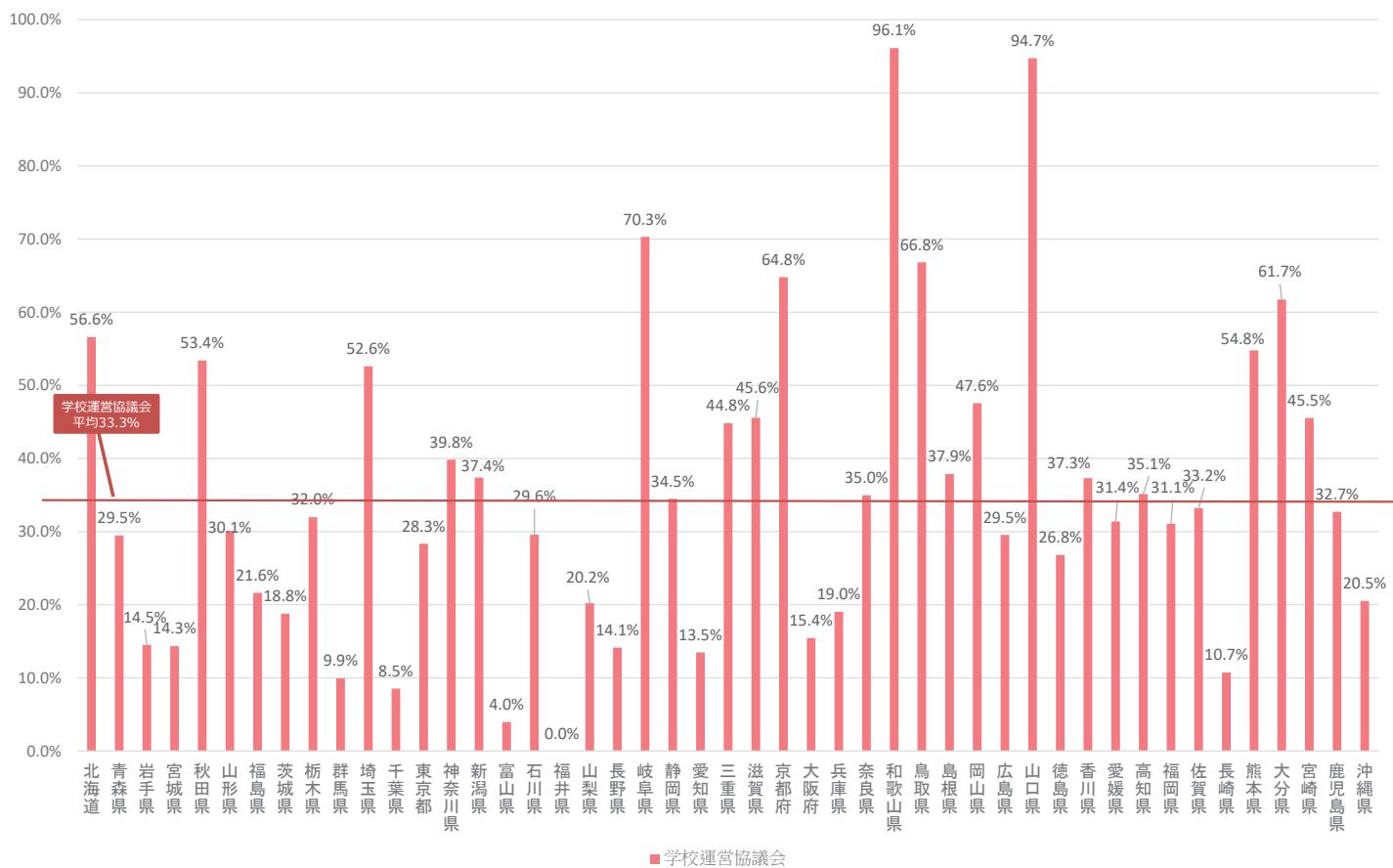
## 4. 導入状況① 導入校数



## 4. 導入状況② 学校種別導入校数



## 4. 導入状況③ 都道府県別導入状況



52

## 5. 取組の方向性①

### 【コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ】（抜粋）

文部科学省 令和4年3月14日公表

- 関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。
- 地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

#### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

#### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

#### (3) コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

53

## 5. 取組の方向性②

### 【教育進化のための改革ビジョン】(抜粋)

文部科学省 令和4年2月25日公表

- ・**全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速（重点期間：令和4～6年度）**  
し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での学校・地域の連携強化
- ・**地域や企業と学校が連携した形での学習支援や、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供**

### 【経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）】(抜粋)

令和4年6月7日閣議決定

- ・**地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。**

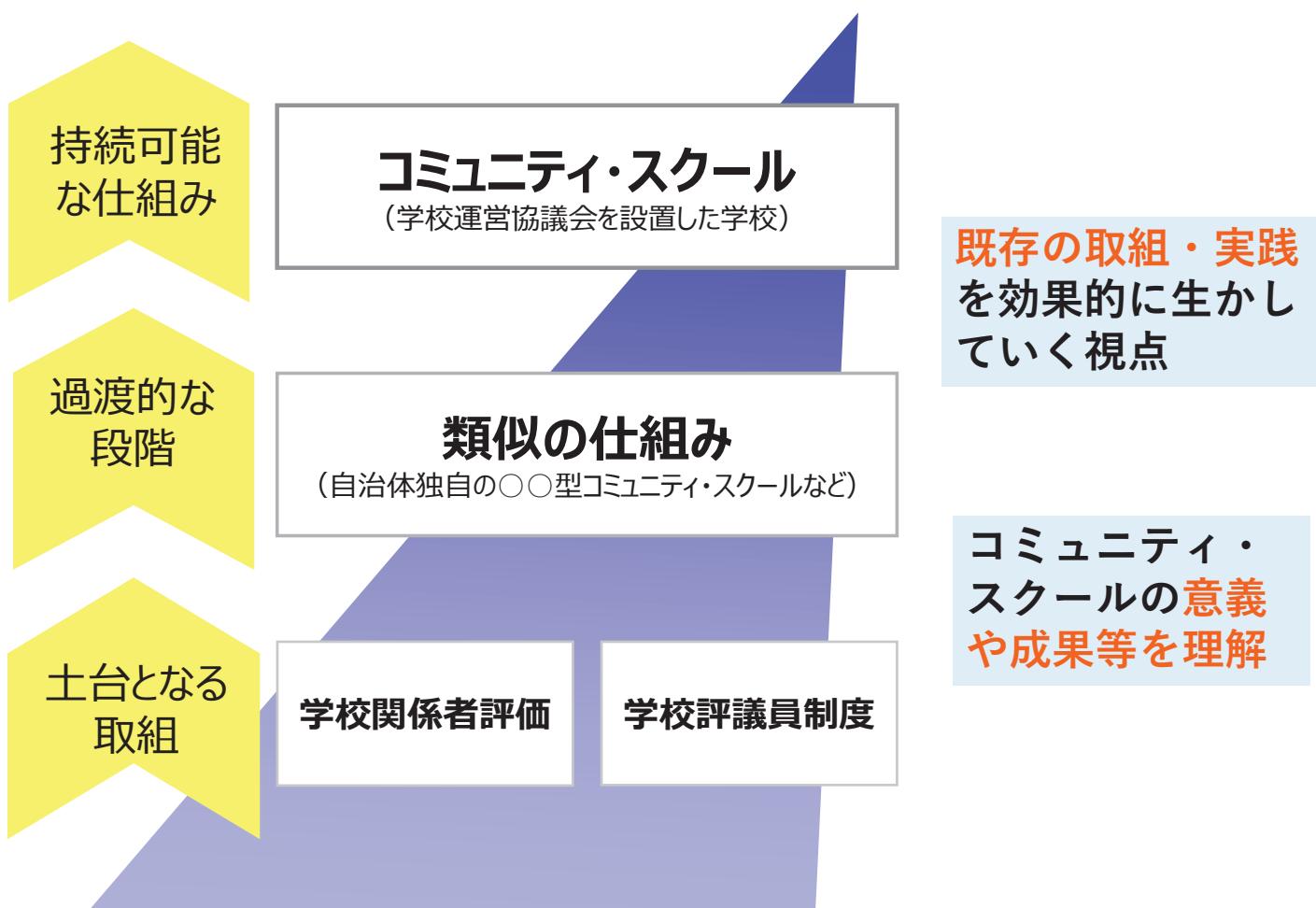
### 【地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫】(6/11)

末松文部科学大臣挨拶

- ・**今後3年間で、全国でのコミュニティ・スクールの導入数を現在から倍増、約2万校に拡大していきたい。**

54

## 5. 取組の方向性③ 既存の仕組みを生かしてコミュニティ・スクールへ



55

## 6. 具体の方策① 地域と学校の連携・協働体制構築事業について

### 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

#### 背景・課題

- 予測困難なこれから社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する**学校運営協議会を置く学校（R3時点：11,856校）
- 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながることで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが必要**

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

10,272百万円  
6,859百万円



#### 経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章 新しい資本主義に向けた改革  
2. 社会課題の解決に向けた取組  
(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）  
**地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速とともに、…（略）**

#### 事業内容

##### 【事業の概要】

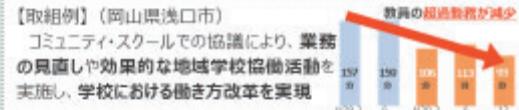
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）

対象（交付先）：都道府県・政令市・中核市

要件：① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること  
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(10,000ヶ所×約98万円（国庫補助）)

支担内容：地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等による賃貸金、活動に必要な消耗品費等



##### 【具体的な取組】



##### （主なポイント）

- 地域学校協働活動推進員の配置**
  - 10,000ヶ所（31,000人）  
→ うち10,000人を常駐化（8,000人増）  
→ 新たに高校等 1,000人増
- 地域学校協働活動の実施**
  - ① 学校の働き方改革に貢献する取組
  - ② 学習支援や体験・交流活動  
→ 特に、困難を抱える子供への対応  
企業等と連携した活動  
学校の部活動支援との連携 等  
課題に対応するための活動を充実
- 教育委員会の連携支援体制の強化**
  - CSアドバイザーの配置（都道府県等）
  - 研修の充実
  - デジタル技術の活用促進

##### 【アウトプット（活動目標）】

- 地域学校協働活動推進員等の配置（R4）30,000人 → (R5) 31,000人
- 地域学校協働活動（学校の働き方改革に貢献する取組等）の充実

##### 【アウトカム（成果目標）】

- コミュニティ・スクール導入校数の増加  
R4年度：14,000ヶ所 → R5年度：17,000ヶ所 → R6年度：20,000ヶ所
- 学校の働き方改革に貢献する取組を実施する学校数の増加（R3年度：55%）

##### 【インパクト、目指すべき姿】

- 全ての公立学校・地域において、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現

56

## 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度要求・要望額 118億円  
(前年度予算額 18億円)



#### 方向性・目指す姿

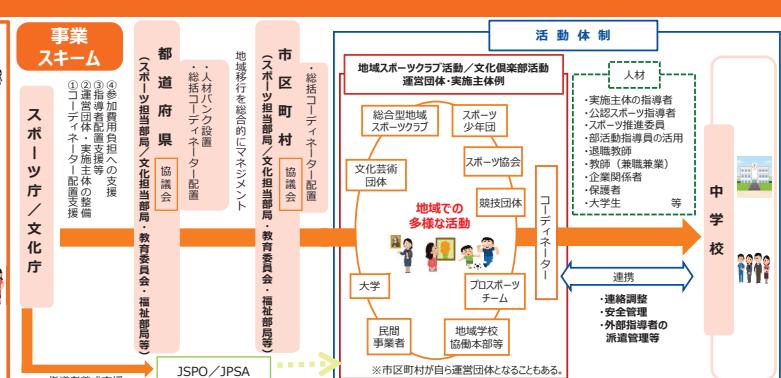
- 和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体等や文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。

#### 事業内容

##### I. 部活動の地域移行に向けた支援 88.1億円

- ① コーディネーター配置支援等体制整備（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1
  - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整、指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会等の体制を構築する。
  - ・地域スポーツクラブ活動／文化俱楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ② 運営団体・実施主体の整備充実（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1
  - ・地域スポーツクラブ活動／文化俱楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③ 指導者配置支援等体制整備等
  - ・実技指導等を行う指導者を配置（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1するとともに、広域的な人材バンクを設置（補助割合：国1/3、都道府県2/3）する。
  - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。（地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本バスケットボール協会補助【再掲】）
- ④ 参加費用負担への支援（補助割合：国1/2、市区町村（指定都市含む）1/2）
  - ・経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動／文化俱楽部活動に参加できないならないよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。



##### II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 1.4億円

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

##### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3.7億円

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施。

##### IV. 地域文化俱楽部支援事業 0.8億円

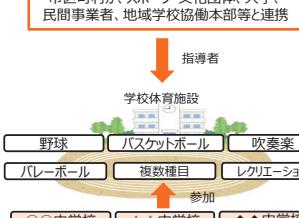
休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う。

##### V. 中学校における部活動指導員の配置支援 23.5億円

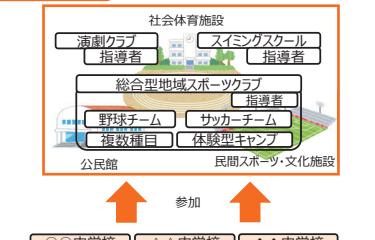
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

→ 部活動指導員の配置を充実 [21,000人（運動部：18,000人、文化部：3,000人）]

##### 体制例① <市区町村が運営団体>



##### 体制例② <民間／総合型地域スポーツクラブが運営団体>



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市2/3。

※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

体制例は、あくまで一例である。

※3 tototo助成については、助成メニュー（施設整備・マイクロバス配置等）の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

57

## 6. 具体の方策② 地方財政措置について

### 学校運営協議会の設置に関する地方財政措置について



地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

#### 令和4年度 文教関係地方財政措置

##### ◇学校運営協議会の設置

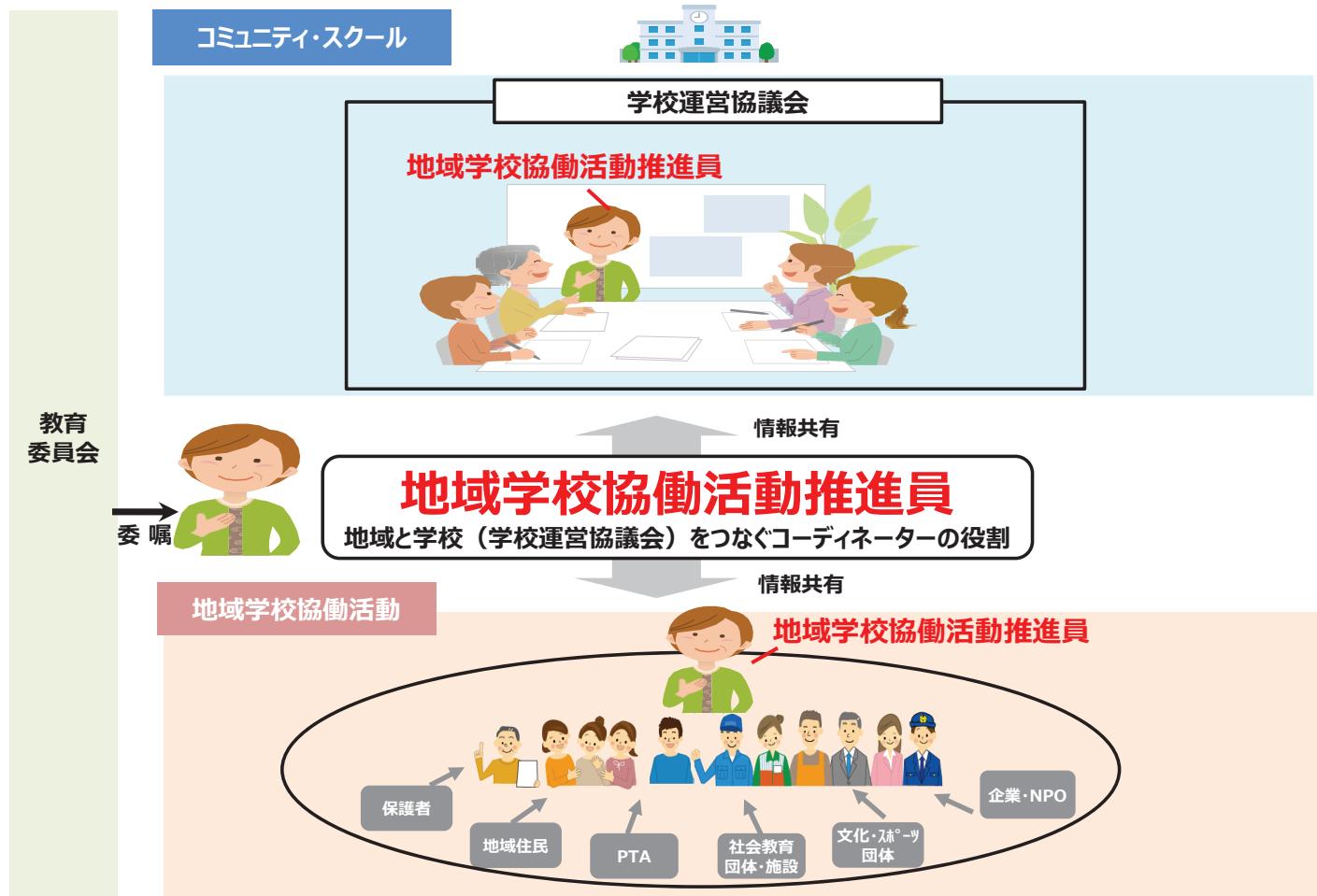
学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



令和5年度についても、引き続き、地方財政措置要望を行う

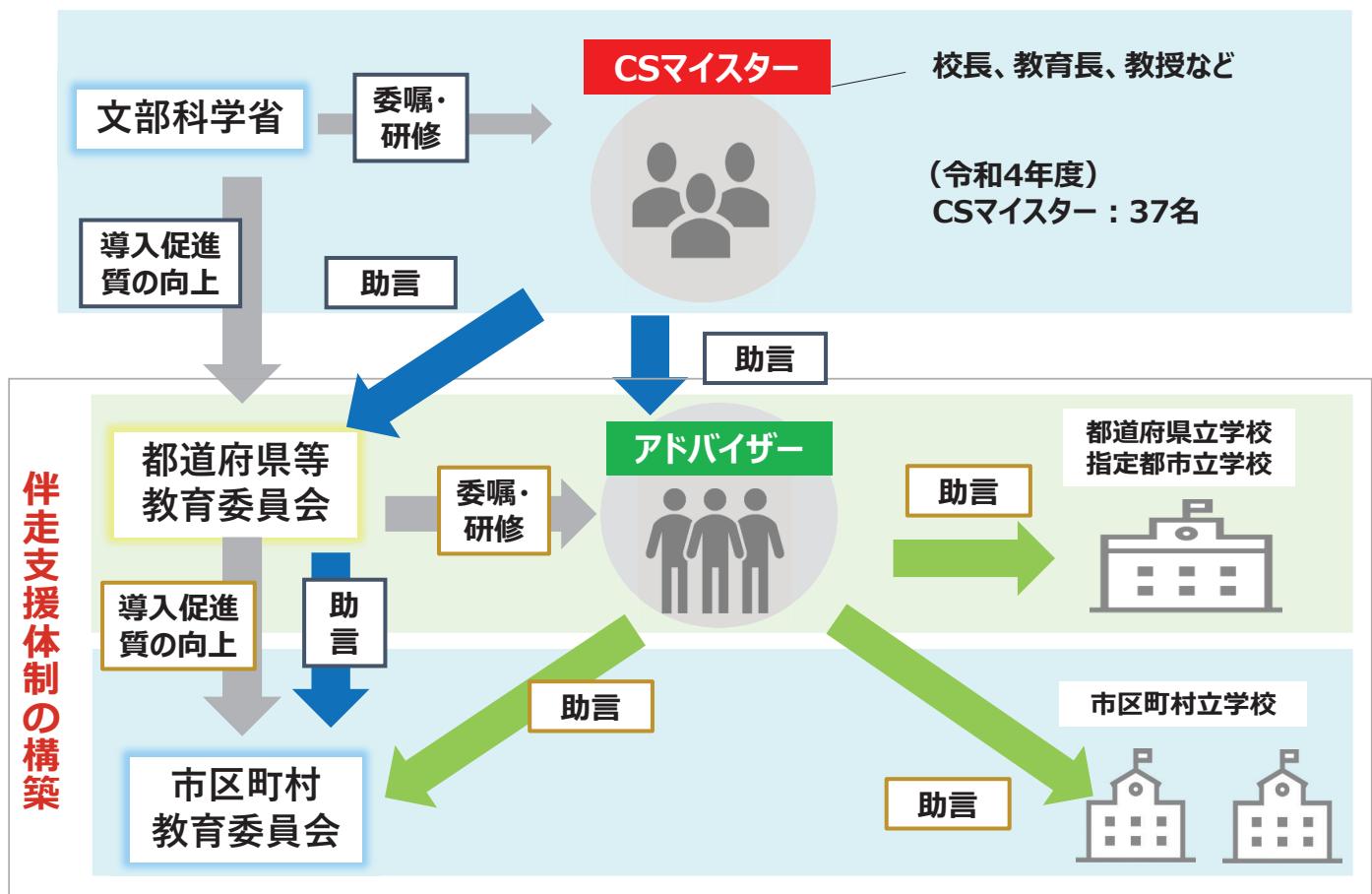
58

## 6. 具体の方策③ 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化



59

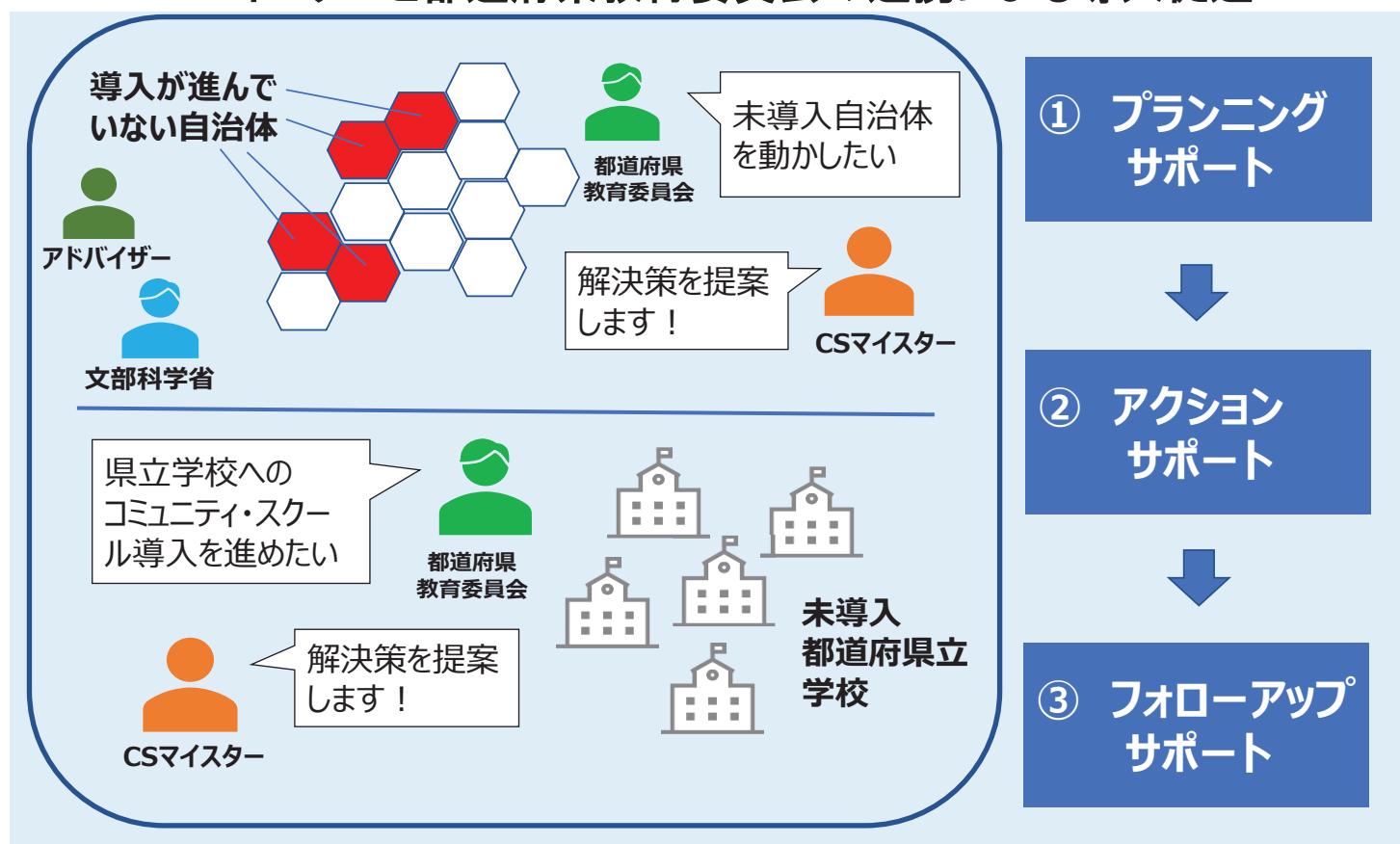
## 6. 具体的方策④ 都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築



60

## 6. 具体的方策⑤ CSマイスターによるサポート

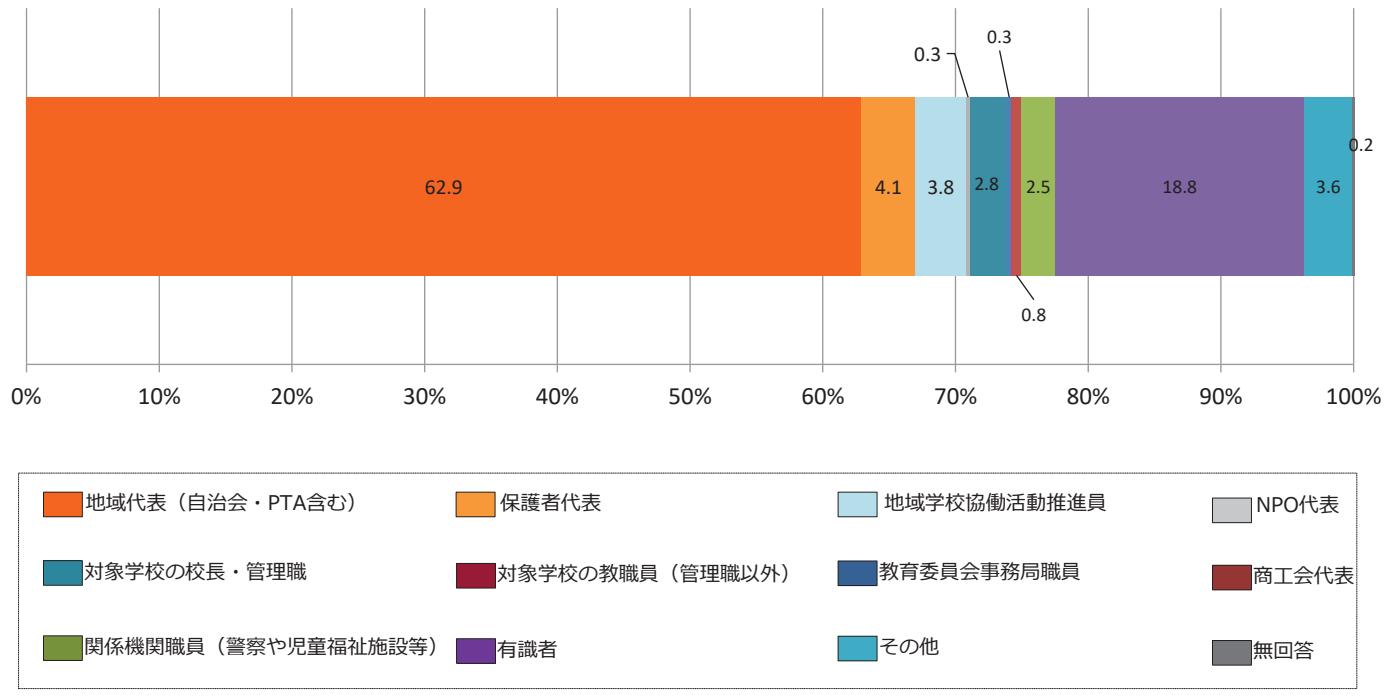
### CSマイスターと都道府県教育委員会の連携による導入促進



61

#### 7. 取組をより充実したものとするために①

## ◆ 学校運営協議会会長の内訳



62

## 7. 取組をより充実したものとするために②

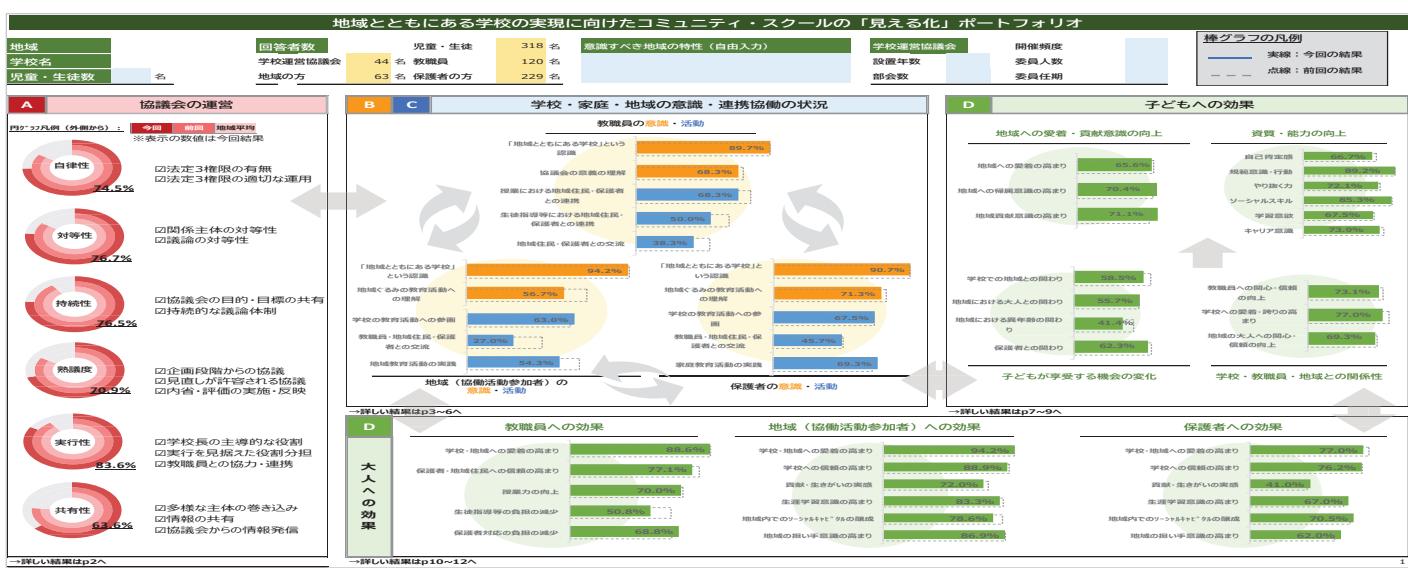
# CSポートフォリオ=自己診断ツール

## 協議会の運営状況

# 学校・家庭・地域 の意識 連携協働の状況

## 子どもへの 効果

## 大人への 効果



#### コミュニティ・スクールの効果を可視化

## 学校運営協議会の質的向上につなげる

## 7. 取組をより充実したものとするために③

コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のHPに掲載

学校と地域でつくる  
学びの未来  
School Home Community

文部科学省  
Ministry of Education  
CULTURE, SCIENCE,  
TECHNOLOGY-JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 初めての方へ サイトマップ SNS お問い合わせ 2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方 学校教職員の方 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の方 保護者・地域の方 企業・団体の方

ホーム 国の取組 全国の取組事例 企業等による教育プログラム 関連資料・パンフレット

## 地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、  
教育と子供たちの明日へ心を寄せる  
すべての方々に支えられています。

地域みんなの力で  
子供たちの未来を拓く

このページに「いいね!」 2,305件の「いいね!」

“学びの未来”で検索

64

## 7. 取組をより充実したものとするために④

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る



開催地	期日等	実施方法	主催
兵庫県	6月11日（土）	会場参集 (WEB配信併用)	・文部科学省 ・兵庫県 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
玖珠町 (大分県)	10月29日（土）	会場参集 (WEB配信併用)	・文部科学省 ・大分県教育委員会 ・玖珠町教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
文部科学省	令和5年2月予定 (文部科学大臣表彰を含む)	会場参集 (WEB配信併用)	・文部科学省

65